

第一一八 約束手形の振出人は豫備支拂人を記載する

ここを得ざるや

約束手形の振出人は爲替手形の引受人と同じく手形の主たる債務者であつて絶対に手形金額の支拂を爲す義務を負担して居る者であるから爲替手形の引受人が豫備支拂人を記載し得ない等しく(爲替手形は於て豫備支拂人を記載し得る者は裏書人と振出人とである「商法第四百四十八條」)約束手形の振出人も亦豫備支拂人を記載することを得ないのである。

其理由は豫備支拂人なるものは手形上第二の支拂人として第一の支拂義務者が支拂を拒絶した場合に其支拂を爲さしむるが爲めに指定された者で文字の示す如く豫備に指定された第二の支拂人であるから手形上主たる債務者である振出人に之れを指定させるとすれば自ら支拂をせなければ此者に請求すべしと時に不拂の事實があることを手形上表白せしむるもので之れは手形債務の履行を不安ならしむる源であつて却て其手形取引の安全を害するからである。(此説明爲替手形の引受人に準用す)

第一一九 約束手形の讓渡裏書人は豫備支拂人を記載し得るや

約束手形の振出人は豫備支拂人を記載することを得ないが讓渡裏書人は豫備支拂人を記載することを得るのである。

此点に付て従來は直接の明文がない爲めに論争があつたが爲替手形に関する商法第四百五十八條の「裏書人は裏書を爲すに當り支拂地に於ける豫備支拂人を記載することを得」との規定を約束手形に準用して居るから最早今日では議論の余地がないのである。

(商法第五百二十九條)形に準用す

第一二〇 約束手形の無擔保裏書とは何ぞや

無擔保裏書(又は無責任裏書とも謂ふ)とは手形の讓渡裏書に於ける裏書人が其裏書の際手形上の責任を負はざる旨を附記したる裏書を謂ふのである。

之れは普通左の書式に依るのであるが一定の形式はないのである。(商法第四百六十條全第五百二十九條)

表書の金額誰殿又は其指圖人へ御支拂相成度候也

何年何月何日

裏書地

何之誰 印

(附記) 此裏書より生ずる手形上の責任を負はず又は擔保の責に任せず

又は左の書式に依ることも出来る。

被裏書人 何之誰

何年何月何日

裏書地

裏書人 何之誰 印

擔保の責に任せず

尤も以上の書式は記名裏書の場合と仮定したのであるが無記名裏書の場合も勿論被裏書人の記載を要せない外同一形式に依るのである。(此説明爲替手形(小切手に準用す))

第二二一 約束手形無擔保裏書の効力如何

所持人が讓渡裏書を爲すに當り手形上の責任を負はざる旨を附記したときは之れを無擔保裏書(無責任裏書)と謂ふのであるか此裏書のあつた時は如何なる効果を生ずるかと云ふに固より手形は此裏書があつても當然の指圖證券たる性質を失はないで裏書を以て流通するのであるが無擔保裏書をした裏書人は後者全員に對して手形上の責任を負はないのである、即ち被裏書人を始め其他の後者全員に對して擔保提供の義務と償還を爲す義務とを免れるのである、然し此無擔保裏書が有つても他の裏書人の責任には何等の變更を來さないものであるから手形所持人は無擔保裏書をした裏書人を除く其以前の裏書人又は其後の裏書人である自己の前者に對しては手形上の權利を行ふことが出来るのである(商法第四百五十九條(今第五百二十九條))然し無擔保裏書は裏書本來の効力として生ずる裏書人の責任を排除するもので之れは畢竟其手形に不信用を懷いて居ることを表白するものであるから此裏書ある手形は流通の上に多少の障礙を來すことは免れないのである。(此説明爲替手形(小切手に準用す))

第一二二 約束手形の禁轉裏書とは何ぞや

禁轉裏書とは手形の讓渡裏書を爲すに當つて裏書人が爾後の裏書を禁する旨を附記して爲す裏書を謂ふのである。

法定の書式は無いが普通左の如き書式によるのである。(商法第四百六十條 全第五百二十九條)

表面の金額誰殿又は其指圖人へ御支拂相成度候也
何年何月何日 裏書地
何 之 誰 印

(附記)

裏書を禁ず
又は爾後の裏書を禁ず

又は左の書式に依ることも出来る

被裏書人 何之誰
何年何月何日 裏書地
裏書人 何之誰 印

(此説明爲管手形
小切手に準用す)

第一二三 約束手形禁轉裏書の効力如何

裏書人が裏書を禁する旨を裏書に附記したとき之れを禁轉裏書と謂ふのであるが此裏書があつたときは如何なる効果を生ずるかと言ふと裏書は當然の指圖證券たる性質を失はないで依然として裏書に依る讓渡が出来るのであるが禁轉裏書をした裏書人は其直接の被裏書人に對しては裏書人として手形上の責任を負ふけれども其被裏書人以後の手形所持人に對しては絶対に手形上の責任を負はないのである、即此等の者に對しては償還の義務と擔保提供の義務とを免れるのである之れが禁轉裏書の効力である(商法第四百六十條 全第五百二十九條)

左れば無擔保裏書と違ふのは彼れは被裏書人に對しても手形上の責任を負はないが之れは直接の被裏書人に對しては手形上の責任を負ふ一点である。尤も此禁轉裏書が有つても他の裏書人の責任には何等の變更を來さないものであるから手形所持人は禁轉裏書人を除く其以前の裏書人又は其以後の裏書人である自己の前者に對しては手形上の權利を行ふことが出来るのである(此説明爲管手形 小切手に準用す)

第一二四 無記名式の約束手形と白地裏書後の約束手

形とは如何なる点に差異ありや

白地裏書のある以後の手形は其流通の上に於ては無記名式で振出されたる手形と同じ様に其譲り渡には裏書が要らないで單に引渡のみで輾轉流通することを得るのである。然し無記名式手形とは左の点に於て異なるのである。

白地裏書後の手形所持人は何時でも自己を其裏書の被裏書人として記入し又は其儘で記名裏書(被裏書人を指す裏書)に依て其手形を譲渡することが出来る(商法第四百六十一條全第四百六十四條全第五百二十九條)斯うすると其被裏書人は裏書に依らねば手形の譲渡が出来なくなるが無記名式手形であれば素からの性質が單に引渡のみで譲り渡しが出来るものであるから之れを途中で裏書をせなければ流通が出来ないようにすることは絶対に不能である之れが兩者の異なる点である勿論無記名式約束手形は額面參拾圓以下のものを認めないが略式裏書ある約束手形には其記載金額に毫も制限が無い。(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一二五 支拂満期日後の約束手形讓渡裏書の効力如何

支拂満期日後の約束手形讓渡裏書には支拂拒絶證書作成期間内の裏書と其作成期間經過後の裏書とあるから左に之れを分つて説明しよう。

(甲) 満期日後支拂拒絶證書作成期間内の裏書

此の裏書は満期日後二日内の裏書であるが此裏書には満期日前の裏書と同一の効力を認めてある(普通裏書の効力は問答二〇四参照)

蓋し支拂拒絶證書の作成期間内は手形振出人に(爲替手形小切手では支拂人)對して有効に支拂が求められる期間であるから此間は依然として手形に信用證券としての流通力を認めて手形所持人の便宜を圖つたのである。

(乙) 支拂拒絶證書作成期間經過後の裏書

此裏書は満期日後二日を経過して後に爲した裏書であるが此裏書には手形流通力を認めないて民法の規定に依つて手形債權を譲り渡したときと同一に左の効果をのみ認め居る(商法第四百六十二條)

(一) 被裏書人は裏書人の有したる手形上の権利のみを取得すること

従て左の効果を生ずるのである。

(イ) 手形上の権利の無い者から手形の裏書交付を受けたる被裏書人は仮令善意無過失であつても其手形上の権利を取得せないのである。

(ロ) 裏書人の権利に瑕疵があつたときは被裏書人の意思に拘わらず當然其瑕疵を承継するのである。

(ハ) 裏書人が手形上の権利の保全手續を怠つて居れば其被裏書人も亦前者に對して何等の権利を有せないのである

以上要するに被裏書人は手形債務者が其裏書人に對抗し得べかりし事由言ひ換ゆれば被裏書人は裏書人の権利を滅殺若くは消滅せしめ得べき一切の事由を手形債務者から抗辯せらるゝことを甘んぜなければならぬのである。

(二) 其裏書人は手形上の責任を負わず

之れは拒絶證書作成期間經過後の裏書には手形の流通力を認めないから流通力を増す爲めに必要なる裏書人が擔保責任を認むる必要がないのである固より手形上の擔保責

任を負はないと謂ふのみで一般商法又は民法の上から責任を負擔する場があることは別問題である

尤も以上は裏書の形式に依る譲渡の場合のみとして説明したが元來拒絶證書作成期間經過後の裏書に債務者をして前者に對する抗辯利益を失はしめない理由は其期間經過後手形の主たる債務者は何時でも其手形の受戻が出来るのであるから其當時の債權者に對する抗辯の利益を保留せしめなければ手形債務者に對して苛酷であるとの理由に出でたものである、従つて單に引渡のみで手形が譲渡された場合でも支拂拒絶證書の作成期間を經過した後であることが立證出來れば裏書譲渡の場合と同様の効果を受けるものと謂はねばならぬ。(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一二六 約束手形の取立委任裏書は何ぞや

約束手形の取立委任裏書(取立裏書又は代理裏書)とは被裏書人に手形金取立の代理權を與ふる爲めに必

ず此旨を附記して爲すことを要する裏書を謂ふのである(商法第四百六十三條全第五百二十九條)

法定の書式は無いが普通左の如き書式で爲すのである

表書の金額取立の儀誰殿へ委任致し候也

何年何月何日

何之 誰印

表書の金額誰殿又は其指圖人に御支拂相成度候也

何年何月何日

何之 誰印

(附記)取立委任

左の形式に依ることも出来る

被裏書人 何之誰

(取立の委任)

何年何月何日

裏書人

何之 誰

若し裏書人が取立委任の附記をせなければ善意の手形取得者に對しては讓渡裏書人としての責任を負担するのである

尤も取立裏書の被裏書人が爲す取立裏書には此目的を附記せなくとも取立裏書を爲したるものと解せらるゝのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一二七 約束手形の取立裏書は如何なる

効力を生ずるや

取立裏書は讓渡裏書の如く被裏書人に手形の所有權を移して手形上の權利を取得せしむるものとは違つて單に其被裏書人に裏書人に代つて手形金の取立を爲す權利を與へる爲めに其手形を引渡す裏書であるから唯其被裏書人は其手形を占有して裏書人の委任に従つて手形債務者から手形金の取立を爲し得るに過ぎないのである

従つて商法手形編に直接規定はないが其當事者の間に特約のない限りは被裏書人をして此手形金取立の爲めに必要なる一切の行爲を爲す權限があるものと解す可きものであるから

振出人に對する支拂の請求は勿論のこと支拂拒絶證書の作成前者に對する償還請求の通知
進んで其償還の請求等苟くも手形権利の實行に必要なる行爲は訴訟手續たると否とを問わ
ず總て爲し得るのである

以上の如く取立裏書は被裏書人をして裏書人の有する権利を代理せしむるのであるから讓
渡裏書の被裏書人の様に裏書人の権利に關係なく獨立して手形上の権利を取得する場合が
無い従て其手形債務者は裏書人に對抗し得る總ての事由を以て被裏書人に對抗し得るので
ある。

固より其被裏書人は手形上固有の権利者でないから手形債務者は其被裏書人に對抗し得る
事由があるとも之れは絶對に對抗し得ないことは論ずる迄もない

而して取立委任の裏書を受けられた被裏書人は更に同一の目的を以て裏書(取立委任)を爲すこ
とを得るのである

之れは實際上の便宜から認められたので此裏書に依て手形金取立の代理權を被裏書人に移轉す
るのである。(商法第四百六十三條
第五百二十九條)

即ち同一の目的を以て裏書することが出来るのみであるから讓渡裏書を爲すとも全然無効

である

以上は權限の方面から見れば委任裏書の効果であるが更らに裏書人と被裏書人との間には委
任關係があるから特に裏書人に於て不必要であることを豫告しない限りは後日其裏書人が前
者に對する手形上の權利を行使するに必要なる保全手續を履すべき義務の起る場合がある
之れは民法上委任事務を處理する受任者は善良なる管理者の注意を要するものとしてある
此規定(民法第六百
四十四條)が適用せられる結果である故に拒絶證書の作成手續又は償還請求の通知
等を自ら爲さず或は委任者本人に爲さしむることを怠つた爲めに其委任者である裏書人が
前者に對する權利を喪失せしめたならば其裏書人の損害を自ら負擔せなければならぬので
ある(此說明爲替手形
小切手に準用す)

第二二八 約束手形の質入裏書は之れを認

めざるや

從來は約束手形の質入裏書は爲替手形と共に之れを認めて居つたが今日では何れも之れを

認めないことに改正されたのである之れは手形上の権利は民法上權利質に關する規定に依りて質入が出来るのみならず多く此質入裏書の目的は信託裏書の方法で達せられて居るのが現今の状態であるから其效力に疑ひのある手形法上の質入裏書を認むる必要が薄弱であるとの改正理由もある様であるが其改正の當否は別として今日では從來認められた手形法上の質入裏書なるものは全然認めないのである。

勿論手形上の権利は民法の權利質に關する規定で之れに質權の設定が出来るのである

(民法第三百六十二條(此說明爲替手形)乃至第四百六十八條(小切手に準用す))

第一二九 約束手形の信託裏書とは何なりや

約束手形の信託裏書とは其手形權利の質入又は手形金取立若しくは單に手形自体を寄託する目的で表面上讓渡裏書を爲すことを謂ふのである

何故に此表面上の讓渡裏書に信託と云ふ名稱を附するかと謂ふと之は裏書人が其被裏書人に手形面上單純なる讓渡裏書の形式を取て其手形の所有權を移轉しても其當事者が手形金の取立委任又は手形權利の質入若しくは手形の寄託に依て受けんとする本來の目的を確保せ

んが爲めであつて畢竟其裏書人が其被裏書人を信任すると即ち被裏書人が本來の目的を達するには過大なる讓渡裏書の効果を亂用せざるべしとの意思に由來するからである(此說明爲替手形小切手に準用す)

第一三〇 約束手形信託裏書の効力如何

約束手形信託裏書は其目的の如何に拘はらず形式上は讓渡裏書であるのと裏書人に手形所有權移轉の意思もあるから其被裏書人は手形の所有者としての權利を取得し其手形上の權利を行使することが出来るのである而して被裏書人は既に手形上の權利者であるから自ら破産すれば其手形は破産財團に組入れ裏書人は信託裏書を理由として之れを取戻すことが出来ないものである。

尤も之れは第三者との關係から謂ふのであつて裏書人と其被裏書人との間では或目的を達する爲めの便宜上爲したる讓渡裏書であるから其被裏書人に於ても其裏書の効力を亂用せない債務を負担して居るのである從て質權の實行として手形の割引を受け其貸金に充當して尙其餘金があるとき又は手形金を取立したときは之れを其裏書人に交附せなければなら

ぬ又單に手形の寄託が其信託裏書の目的であつたならば其手形は裏書人の求めに應じて返還せなければならぬのである。

故に以上の義務に違背すると被裏書人は民事上損害賠償の義務があるのみならず時に刑事上の問題も起るのである。

然し此信託裏書の効力に付ては裏書人は手形の所有權を被裏書人へ讓渡する意思がないから其被裏書人は手形の所有權を取得せない従つて亦手形所持人として權利を取得する筈がない此行爲は結局虚偽の手形行爲であつて無効であるとの反對説もあるが之れは誤りである元來虚偽の行爲と謂ふものは當事者が或形式を履んでも其効力の生ずることを望まないものでなければならぬ然るに信託裏書は或目的を達する一の方便として特に此形式を取つて而も此形式上の效果を生じしむること即ち手形上の權利を移轉するとを眞面目に望んで居る場合であるから虚偽の行爲と同一に見ることは出来ないものである之れは唯り信託裏書のみでない總て取引上で此信託裏書と同一性質の行爲が頻りと行われ之れを信託行爲と云て既に大審院の判決でも以上の説明の如く其有效なることを認めて居るのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一三一 裏書を要せず單に其交附のみに依て讓渡し

得きへ約束手形の種類如何

裏書を要せずして單に交附のみで讓渡し得べき約束手形は左の三種である。

- (一) 無記名式手形
- (二) 記名持參人拂式手形
- (三) 白地裏書(略式裏書)ある手形

(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一三二 裏書に依つて讓渡し得べき約束手の種類如何

裏書に依て讓渡し得べき約束手形は左の二種である。

- (一) 指圖式手形
- (二) 記名式手形

但し振出人に依て裏書禁止なきものに限る(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一三三

記名式約束手形の振出人が裏書を禁じたる

ときの効果如何

約束手形は當然の指圖證券であつて假令記名式で振出された場合でも裏書に依て譲渡することが出来るのが普通であるが振出人は記名式手形振出の際に其手形に裏書を禁ずる旨を附記することを得るのである、斯うすると此裏書禁止ある記名式手形は當然の指圖證券としての流通力を失つて其受取人は裏書に因り手形の譲渡を爲すことが出来なくなるのである、従つてもし之れを裏書するとも其被裏書人は手形所持人として振出人に對して其手形上の權利を行ふことは出来ないのである(商法第四百五十五條全第五百二十九條)尤も通常の債權譲渡の方法に依て手形面の債權を譲渡することは妨げない然し此裏書禁止は取立の爲めにする裏書迄も禁止する効力はない其手形上の受取人は裏書禁止に拘はらず自由に取立の爲めの委任裏書を爲し得るのである之れは振出人に裏書禁止を許した主旨(次の問答参照)に依つて明かである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一三四

振出人に依り裏書禁止を爲したる記名式約束手形の債權は絶対に譲渡し能はざるや

振出人が裏書を禁ずる旨を記名式手形に記載して振出したならば(之れを禁轉振出と謂ふ)其手形は始めから全然流通力を有せないで最早裏書の効力に因る手形の譲渡は出来なくなるのである、然し之れは畢竟振出人が受取人以外の者と手形關係に立つ爲めに生ずる償還義務の膨大になることを防いで單に受取人に對する抗辯事由を留保しやうとする目的を認められた結果であるから此禁止の爲めに手形上の債權自体の移轉性までも根本から失はしむるものではない故に指名債權譲渡に關する民法の規定(民法第四百六十七條)に基いて其手形債權を譲渡することは妨げないのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一三五

裏書の連續とは何なりや

裏書の連續とは其の裏書が假令偽造であるとも又意思能力の無い者の爲した裏書であるとも形式さへ完備して居れば兎に角手形の表面上で手形受取人から現在の手形所持人に至る

まで其裏書に間断のないことを謂ふのである言ひ換へれば外形上第一の裏書人が受取人で第二の裏書に於ける裏書人は第一裏書の被裏書人である様に順次に現在の手形所持人が被裏書人として其手形を所持することを謂ふのである。

故に假令實際同一の人でも外面上同一の人と見ることが出来ない場合は裏書の連続は欲けるのである又事實第一裏書に於ける被裏書人が第二裏書に於ける裏書人とならずに第一の裏書人が再び其裏書人となるか又は手形上全然無関係の者が其裏書人なつた場合は勿論裏書の連続を欠くのであるそこで此裏書の連続のことを形式上の連続とは言ふのである。

尤も裏書中に裏書人の署名のみで爲したる裏書即白地裏書かあるときは其被裏書人を示して無い爲めに一見裏書の連続を缺く様であるが此場合には其次の裏書人が此白地裏書の被裏書人であるとして其裏書の連続を認めて居る又裏書中に抹消したる裏書があると一見裏書の連続を缺く様に見えるが此場合も其連続に付ては抹消に係る裏書は記載して無いものとして居る(商法第四百六十四條全第五百二十九條)

此抹消した裏書を裏書の連続に付ては記載が無いものと見做す規定は從來なかつたのであるが之れは裏書人が或者を被裏書人として記載した後他者に代へる爲めに其裏書を抹

消することは屢々あるし(多く取立委任の目的で普通裏書をした場合に行はれる)又所持人が支拂を拒絶された場合に前者に手形を返還して對價の返還を受ける場合に其裏書を抹消することがある斯う云ふ場合に更に後の裏書があると抹消した裏書がある爲めに裏書の連続を欠くかの如く疑が起るので特に規定を設けて此疑を避けしめたのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一三六

數個の裏書中氏名を以て裏書を受けたる者が

更らに裏書を爲すに當り自己の商號を以て爲

したるものあるときは裏書の連続を缺くや

氏名を以て被裏書人となつた者が更らに裏書を爲すに當り其商號で裏書を爲したる場合に裏書の連続を缺くかどうかは一概に論ずることは出来ない固より此場合は實質上から見れば同一の者が被裏書人として受けた手形を更らに裏書を爲したのであるから裏書は連続して居る様であるが裏書の連続あるものは常に手形面記載の上から見るのであるから此場合には同一人であることを以て云々することは出来ないのである。

左りとして、最初自己が被裏書人として受けたときの名稱と同一名稱で裏書をせなければ常に裏書の連続を欠くものと謂ふことも出来ない其記載の形式から同一人であることを知ることも出来たならば仮令其記載に多少の相違があつてもそれは裏書の連続を認めて宜しいのである故に例へば其商號が自己の氏名を主とした商號であつて手形上で同一の人であることが知り得らるゝならば裏書の連続を欠けない然らざる場合のみ其連続は欠けるのである而して之れは唯り眞實の氏名と商號との記載のみに限らない虚偽のもでもそれが人の氏名又は商號である一人に見得られるれば宜しいのであるから結局争ひとならば一に裁判官の判断に任さなければならぬ。(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一三七 偽造の裏書ある約束手形を取得したる者は

其手形上の権利を有せざるや

裏書に偽造があつてもそれが外觀上裏書としての形式を備へて居つて其手形を取得したる者が其裏書の偽造であることを知らない(善意)而も知らないことに重大なる過失が無けれ

は其手形の署名者に對しては其記載文言に依る手形上の権利を取得するのである之れは特に規定は無いが振出人の署名を偽造した手形即偽造手形を悪意又は重大なる過失なくして取得した手形所持人が其偽造手形に眞正に署名した者に對して手形上の権利を有することと規定(商法第四百三十七條)してある其本旨即ち手形取引の安全を圖る上から勿論其場合と同一に手形所持人を保護すべきものであることは毫も疑ひが無いのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一三八 手形の署名者は形式上裏書の連続ある手形所持人に對しては絶対に手形上の責任ありや

形式上裏書の連続ある手形の所持人は此裏書の連続ある手形を所持する一事で手形上の権利が絶体に行使されるものではない尙ほ其手形を善意で而も重大なる過失なくして(問答三)取得したる正当の手形所有者たることを要するのである而て又一面其被請求者は手形の署名者としての責任を負ふ源を作つたと即其手形の交附を要するのであるから(問答六)之等の反對事實が證明出来たならば(證明は被請求者に於てせなければならぬ)如何に手形の裏書が連続して居るとも手形上

の責任を負はないのである(此説明爲替手形
小切手に準用す)

第一三九 約束の連續を缺きたる約束手形所持人の

權利如何

手形所持人としての權利を行ふには裏書の連續がある手形を所持することを要するので若し其連續が欠けて居ると其裏書の間斷後の裏書人に對しても又其間斷前の裏書人に對しても將た又手形振出人に對しても手形所持人とし其權利を行ふことが出来ない謂ひ換へれば其手形の所持人は手形法上にては全然無權利者で正當の手形權利者からは其手形の返還を請求せらるゝ場合も起るのである。

之れは商法第四百六十四條の前段に「裏書ある爲替手形の所持人は其裏書が連續するに非ざれば其權利を行ふことを得ず」と規定してあつて此規定は亦商法第五百二十九條で約束手形に準用されてゐるから疑ひがないのである。

或は裏書間斷後の裏書人に對しては其權利を行ふても宜い様であるが之れは解釋の範圍を

脱するもので不當である(此説明爲替手形
小切手に準用す)

第一四〇 約束手形の所持人は如何なる場合に前者に

擔保を請求し得るや

約束手形の所持人は左の場合に限る前者(裏書人)に擔保を請求し得るのである。

一 振出人が破産の宣告を受けたる場合同人に對して其擔保を求めたるも之れに相當の擔保を供せざりしとき蓋し約束手形の振出人は手形上絶對の支拂義務者であるが破産の宣告を受けたる場合には其支拂に對する信用を失ふのであるから満期日に於ける支拂を確保する爲めに之れに相當する擔保を供してくれなければ後日の手形不渡なる危険を虞れて其手形の取引を爲す者がなくなるそこで此危険を除く爲めに前者に對して相當の擔保を請求せしめて居るのである(商法第四百八十條
全法第五百二十九條)

尤も爲替手形では引受人が破産の宣告を受けた場合の外に支拂人が引受を拒絶したる場合にも前者に對して擔保の請求を許して居るが約束手形には引受なるものが無いが

ら之れは適用出来ないのである(此說明爲替手形に準用す)

第一四一 約束手形の所持人は前者中何人に對しても擔保を請求し得るや

約束手形の所持人は前者中何人に對しても擔保を請求し得るのが原則であるが左の者に對しては其請求が出来ないのである

(一) 無擔保裏書人

此無擔保裏書を爲したる裏書人は手形上裏書人としての責任を全然負はないのである
例へば甲が乙に對して裏書をする際無擔保或は無責任の旨を附記したならば其裏書人は無擔保裏書人として例令乙が之れを丙に裏書し丙か又丁に裏書するも甲は乙に對してのみならず丙丁に對しても手形上の責任言ひ換へれば擔保設定及び償還の義務を負はないのである(商法第四百五十九條 今法第五百二十九條)

(二) 禁轉裏書人

禁轉裏書を爲したる裏書人は其被裏書人か手形所持人であれば此者には擔保義務があるけれども其被裏書人の後者に對しては全然手形上の責任を負はないのである

例へば甲が乙に對して裏書をする際に裏書禁止の旨を附記したならば甲は禁轉裏書人であつて仮令乙が其手形を丙に裏書し丙か又更らに丁に裏書するとも甲は乙に對しては手形上責任があるけれども丙丁に對しては全然責任がないのである(商法第四百六十條 今法第五百二十九條)
(此說明爲替手形に準用す)

第一四二 約束手形の所持人が前者に對する擔保請求の條件如何

約束手形所持人が前者(裏書人)に對して擔保を請求する迄には左の手續を要するのである

- (一) 破産者たる振出人に相當の擔保を請求すること
 - (二) 右擔保拒絶の場合には公證人又は執達吏をして擔保拒絶證書を作成せしむること
- 尤も此拒絶證書の作成には期間の制限が無いから支拂満期日迄何時にても其手續を履

んで作成し得るのである

以上の手續を以て前者に對する擔保請求の條件は充たされるのである

尤も從來は擔保を供せしめ様と思ふ者に遲滞なく擔保請求の通知を發することを要したが之れは不必要と改正されたのである(商法第四百八十條(此説明爲替手) 全第五百二十九條(形に準用す))

第一四三 擔保の請求を受けたる約束手形裏書人の義務如何

約束手形所持人から擔保の請求を受けたる裏書人は遲滞なく擔保拒絶證書と引替へは手形金額及び費用に付き相當の擔保を供する義務がある(商法第四百七十七條本文)

尤も擔保の種類に付ては別に制限がないから質抵當保證人等何れによるも手形金額及び費用の支拂を確保するに足る相當のものであれば宜いのである然し保證人を立てるには手形所持人の承諾の無ひ限りは民法の規定に依つて左の制限に従ふのである(民法第四百五十條)

一 能力者たること

一 辨濟の資力を有すること

一 債務の履行地を管轄する控訴院の管轄内に住所を有し又は假住所を定めたること

然し以上の擔保設定が不便とあれば擔保に代へて相當の金額を供託することを得るのである(商法第四百七十七條但書 全法第五百二十九條)

固より金額の供託は左の場所になければ供託の効力を手形所持人へ對抗することが出来ないものである(民法第四百九十五條)

一手形支拂地の供託所(金庫) (此説明爲替手形に準用す)

第一四四 約束手形の裏書人が前者に對する擔保請求の條件如何

約束手形の裏書人が前者に對して擔保を請求し得るに必要な條件は唯左の一点である

一 後者に對して擔保拒絶證書と引換に相當の擔保を供し又は之れに代るべき相當の金額を供託したること

尙ほ従前は此外に遅滞なく擔保請求の通知を發することを條件としてあつたが之れは改正法で不必要として刪除された(商法第四百七十六條)

尤も商法第四百七十六條を見ると「擔保の請求を受けたる裏書人は其前者に對して其擔保すべき金額及び費用に付き相當の担保を請求することを得」と規定してあつて別に自己が後者に擔保を供したことを其前者に對する擔保請求の條件とせないようであるが其次條即ち商法第四百七十七條を見ると「前二條の規定に依りて擔保の請求を受けたる者は遅滞なく拒絶證書と引換に相當の擔保を供することを要す但し擔保に代へて相當の金額を供託することを得」と規定してあつて暗に裏書人が其後者に擔保を供したる後でなければ其前者に請求の出來ないことが示されてあるなせなれば裏書人は其前者から擔保を受けるには此規定の爲めに後者から受取つた引受拒絶證書がなければならぬ所で此必要なる引受拒絶證書を受るには當然自己が後者に擔保を供することを要するからである勿論右の規定は爲替手形の支拂人が引受を拒絶したる場合の擔保請求に關する規定であるが之れは亦爲替手形の引受人が破産の場合の擔保請求の手續に準用されてあつて(商法第四百八十條)更らに亦商法第五百二十九條で之れを約束手形の振出人が破産の宣告を受けたる場

合の擔保請求に準用されてあるから其裏書人は後者に擔保を供し又は相當の金額を供託した後でなければ前者に擔保の請求が出來ないことが明かである(此説明爲替手形に準用す)

第一四五 約束手形の裏書人が爲したる擔保設定の効

力如何

擔保請求の目的は後日手形不渡に因て生ずることのある前者に對する償還請求權を確保する爲めであるから擔保を設定すると左の効力を生ずるのである。

(一) 手形不渡の場合に手形所持人又は償還を爲したる裏書人は前者が供したる擔保又は供託金の上に權利を行ふことを得即ち償還金額に充つる迄此擔保例へば質物、抵當物、又は保證人に就て支拂を受け又は供託金に依て支拂を受くのである。

之れは手形法に明文がないが擔保の性質上當然のことで民法其他民事訴訟法の規定に基いて實行するのである。

(二) 前者が擔保を供し又は供託を爲したるときは其後者全員の爲め且後者全員に對して爲

したるものと看做さる。

之れは手形法に明文があるから左の如く別つて説明しやう(商法第四百七十八條全第五百二十九條)

(イ)前者が擔保を供し又は供託を爲したるときは其後者全員は其擔保又は供託金の上に權利を行使することが出来る地位に立つ

例へば甲乙丙丁戊己と裏書のある場合に丁が所持人であつた當時に振出人が破産の宣告を受けたる爲めに乙が擔保設定又は供託を爲したとすれば其擔保供託は唯り當時に之れを請求したる丁に對してのみ其効力を生ずるのでなく乙の後者である丙戊己の總て對して之れを供したと同一に見做されて後日手形不渡の際には丙丁戊己の四人は何れも皆乙が供した擔保又は供託の上に權利を行ふことを得るのである。

(ロ)前者が擔保を供し又は供託を爲した時は其後者全員の爲めに爲したものと看做さる従つて例へば前例に付て謂へば丁に對して乙が擔保を設定し又は供託を爲したとすれば丙を始めとし戊己も共に擔保義務を免れて最早擔保を供するに及はないのである(此説明爲管手形に準用す)

第一四六 約束手形振出人の破産宣告を原因として手

形關係者が供したる擔保は如何なる場合に

其効力を失ふや

約束手形の振出人の破産宣告を原因とする擔保の設定は後日其手形の支拂が振出人に依つて拒絶された場合に於ける手形所持人が前者に對する償還請求權を保全する爲めであるから勿論其不拂なる事實を心配する必要がなくなつたと認められる場合があれば其裏書人の擔保は亦必要がなくなるのであるそこで之れを主として免に角左の場合には擔保は其効力を失ひ又擔保の代りに供託したる金額は取戻すことを得るものとして居る(商法第四百七十九條全第四百八十條第四百八十一條全第五百二十九條)

(一)振出人が後日に至り相當の擔保を供したるとき

(二)手形金額及び費用の支拂ありたるとき

(三)擔保を供し若くは供託を爲したる者又は其前者が償還を爲したるとき

(四)手形上の權利が時効又は手續の欠缺に依りて消滅したるとき

(五) 擔保を供し又は供託を爲したる者が満期日より一年内に償還の請求を受けざるとき
(此說明爲管手
形に準用す)

第一四七 手形の呈示とは如何

手形の呈示とは手形其物を現に被呈示者に提供して其受戻を求むることを謂ふのである。
従つて如何に手形を所持することを被呈示者に宣言しても手形の呈示とはならないのであ
るから手形の呈示に伴ふ法律上の効果を受けんと思ふ者は其手形の呈示を怠つてはならぬ
然るに近頃の判例は支拂命令の送達又は訴狀の送達のみによつて手形呈示の効果を與へて居
る之れは實際上の便宜は兎に角理論としては當然手形に適用せらるべき「商法第二百七十
九條に指圖債權又は無記名式債權の債務者は其履行に付期限の定めるときと雖も其期限が
到來したる後所持人が其證券を呈示して履行の請求を爲したる時より遲滞の責に任す」と
規完したる所以の主旨を全然無視するもので不當であるとの批難がある尙手形法から見
ても手形は引替證券で其支拂は手形と引替へにのみ爲すべきことが示されてあるから不當で

あると思ふ(商法第四百八十三條
全第四百九十五條)

尤も之れを嚴格に事實被呈示者に呈示せなければならぬとするは時に不能を強ゆる場合も
あるから手形所持人に於て盡すべき一應の手續を盡して呈示が出来なければ之れは呈示が
あつたものと看做すべきである例へは支拂を求め得べき法定の時期に手形を携帯して其支
拂の場所に臨みなければ被呈示者が不在の爲め支拂を請求することが出来ない場合なら
ば手形所持人に於て責むべき点がないから之れを手形呈示と見ての法律上の効果を與へる
のである(商法第五百十五條(此說明爲管手形
第二號及ひ第四號)小切手に準用す)

第一四八 手形の支拂を求むるには其支拂を爲すべき

本人に對し直接其手形を呈示することを必

要とするや

手形の呈示は必ずしも其支拂義務者本人に對して呈示することを要しない其呈示を受くべ
き權限を附與せられた者に對して爲しても手形呈示としての効力を生ずるのである。

然らば其呈示を受くべき権限者は各場合に於て支拂義務者の明示の授權を経た者であることを要するかと謂ふに決して之れを必要としない苟くも慣習上其呈示を受くべき権限ありと認むることの相當である處作を爲しつゝある者であれば宜いのである故に支拂義務者が自己の家族又は雇人をして常に手形の取扱を爲さしめて居る事實があれば此者に對して手形を呈示すれば本人に呈示したると同一の効果を來すのである。(此説明爲替手形
小切手に準用す)

第一四九 手形呈示の日には時間に制限なきや

手形呈示日の時間に付ては手形編に規定がない従つて一日は晝夜を分たないものであるとして夜間に手形を呈示しても手形呈示の効力があると謂へる様であるが之れは一日と云ふものゝ解釋としては至當であるが「商法第二百八十三條に法令又は慣習に依り取引時間の定めあるときは其取引時間に限り債務の履行を爲し又は其履行を請求することを得」と規定してあるから此規定は手形呈示の時間にも適用して支拂の爲めの手形呈示を其時間内に於てせなければ其支拂呈示の効力がない場合があると謂わねばならぬ現に銀行條例第六條

には銀行營業の時間に付ては營業時間は營業の都合により之れを増加せざる以上は午前九時より午後三時迄としてあるから銀行を支拂擔當者として記載しある手形の所持人は必ず其定めたる營業時間内に手形を呈示せなければ其日の呈示としての効力を受けることが出来なくなるのである。(此説明爲替手形
小切手に準用す)

第一五〇 約束手形の振出人が破産の宣告を受けたる

ときは其手形所持人は満期日前に雖ごも其支拂を請求し得るや

約束手形の振出人が破産の宣告を受けたる場合は手形所持人は満期日前でも其支拂を請求し得るのである。

それは民法の百三十七條に債務者が破産の宣告を受るときは期限の利益を失ふとあり又破産法即舊商法九百八十八條の第一項にも「辨濟期限に至らざる破産者の債務は破産宣告に因て辨濟期限に至るものとす」とあるので明がである然し之等の規定は債權者を保護する

規定であつて債務者からは期限の利益を主張することが出来ないと謂ふ迄で決して債権者に於て必ず之れに拘束せられて本來の期限迄其請求を見合すことは絶対に出来ないと謂ふのではない債権者は直ちに請求することの利益があれば期限が到来したものととして期限前の請求を爲し又其利益がなければ期限が到来せないととして満期日迄其請求を見合すことが出来るのである。

此点に付て前記の規定は債権者債務者間に絶対に効力が生ずるものである然し手形法(商法第百八十條)を見ると引受人が破産の宣告を受けたときは相當の擔保を請求すること得」と規定して有て期限の利益を失ふことは豫期してあひことが判る從て二個の法條が抵觸するから民法又は破産法に對しては新法である手形法に依て引受人は破産の宣告を受けても期限の利益を失はないものと解するが相當であるまいかとの疑が起るのであるが之れは前記の如く民法及び破産法に債務拂が期限の利益を失ふと規定してあるので絶対に債権者迄拘束するものと解する結果であつてもし此解釋が相當であれば左もあるべき筈であるが之れは解釋が違ふので先の如く債務者を拘束しても債権者には期限の撰擇が出来るとすれば手形法に破産者である引受人に相當の擔保を請求することの出来る規定があるのは手形所持人が

期限前の請求を望まないで満期日の請求を爲す爲めの必要から擔保を請求する場合と豫期したものであると解すれば足るので毫も法の抵觸はないと思ふのである(商法第百八十條、全第五百二十五條)
(此説明爲手形に準用す)

第一五一 約束手形の振出人に對する支拂の請求は振出人に對して如何なる効力を生ずるや

約束手形の振出人に對する支拂請求は振出人に對しては左の効力を生ずるのである(振出人の責任、問答六、八参照)

(一) 時効を中斷すること

例へば振出人に對して手形の支拂を求めないことが満期日から二年十ヶ月とすると後二ヶ月で參年の時効に罹り振出人に對する手形の債權は消滅する譯であるがそれが手形呈示の上此支拂を求めた事實があれば既に経過した二年十ヶ月は時効の計算から除外されて更らに其支拂請求の時から時効期間を起算することになるのである。

(二) 振出人は支拂を爲さざることに依て當然遲滞の責任あること

手形は呈示證券であつて振出人は其手形呈示を受けなければ支拂を爲す義務はないのであるから假令満期日後の支拂でも手形の呈示と同時に支拂へば何等遲滞の責は支いが一度手形呈示の下に其支拂の請求を受けたる時に直ちに其支拂をせなければ茲に遲滞の責に任じて手形呈示の時期如何に拘わらず當然満期日後の法定利息(一ヶ年百分六)を無拂はなければならぬのである之れは一般の呈示證券の如く呈示の時から遅延利息を支拂ふものと異なる点である。(商法第二百七十九條全第四百七十一條全第五百二十九條)

(三) 一覽拂約束手形に付ては呈示期間内に手形を呈示し其支拂を求むることに依て振出人に爲する手形上の權利を保全し得ること(商法第四百八十二條全第五百二十九條)

此点に付て反對の説もあるが規定の解釋上は如上の説が至當であると思ふ(問答一六)

(此説明爲替手形の引受人に準用す)

第一五二 約束手形の所持人が支拂を求むる爲め手形を呈示したりとの事實を立証する方法如何

を呈示したりとの事實を立証する方法如何

約束手形の所持人が手形を呈示すべきことは手形の支拂を求むる爲めに必要なる手續であるが此呈示の事實を立証する方法を手形の主たる債務者である振出人に對すると又償還義務者である前者(裏書人)に對すると左の如く異なるのである。

(一) 振出人に對する場合(爲替手形では引受人)

振出人に對しては手形を呈示したる事實を立証する方法に付ては原則として制限がない故に支拂拒絶證書を作成すると又符箋に依ると其他如何なる方法に依るとを問はない兎に角其呈示の事實が明かれれば振出人は遲滞の責に任じて呈示の時期に拘わらず當然満期日後の利息を支拂ふに至るのである但し一覽拂約束手形の場合には呈示の時期に制限がある(問答一六)

尤も支拂担当者の記載ある約束手形の場合には振出人に對しても支拂拒絶證書作成期間内に支拂担当者に手形を呈示し支拂を求むる事實は支拂拒絶證書のみで立證せなけ

れはならぬ然し同所拂約束手形では支拂担当者に記載があるとも他所拂約束手形と同

一の此手續を履まなくて宜いと云ふ説もある。(四答一六) (五参照)

(二)前者に對する場合

此場合には必ず手形呈示の事實は拒絶證書のみで立證すべきものである従て之を怠つたならば前者に對する償還請求權を行ふことが出来なくなるのである。

尤も支拂拒絶證書の作成を免除したる者に對しては別に之れを作成する必要はあいなし此拒絶證書作成の免除は手形の呈示を免除するものでないから必ず其手形を呈示しなければならぬ所が此呈示の事實を證明する有力ある拒絶證書作成を免除せられたに拘らば尙其他の方法で自ら進で此事實を立證せなければならぬとすれば甚だ酷であるとの理由から從來に於ても其證明の有無に就て争いがあつたが改正手形法(商法第四百八十九條の二)では免除者に對しては支拂拒絶證書作成期間内に其手形を呈示したるものと推定する旨の規定を設けて免除者に對しては其手形所持人から進んで呈示の事實を立證することを要せないと、なつた故に之れに反對する者は自ら不呈示の事實を證明しなければならぬのである。(此説明爲替手形に準用す)

第一五三 約束手形の所持人は支拂拒絶證書作成期間

内に手形を呈示して其支拂を求めざれば手

形上の權利を行ふことを得ざるや

手形支拂拒絶證書作成期間内(満期日後)は振出人が手形金支拂の義務を絶対に負ふ日であるから(其後は供託に依て免れる)手形所持人は右期間内其支拂を求むることを得るのは勿論のことであるが之れを求めない爲めに手形上の權利を行ふことが出来なくなるかど云ふに前者(裏書人)に對すると振出人に對するもので異なるのである。

(一)振出人に對する權利(爲替手形では引受人)

約束手形の振出人は手形上主たる債務者であるから同人に對しては支拂拒絶證書作成期間内に敢て支拂を求むる爲め呈示しなくとも宜い満期日から三ヶ年間は何時でも其手形を呈示し支拂を求むることが出来るのである。

満期日から三ヶ年の間に支拂を求めなければ時効に依て其權利は消滅する(四答四) (六参照)尤も一覽拂約束手形及び支拂擔當者の記載がしてある約束手形に付ては一定の期間内

に手形を呈示して(支拂拒當者の記載ある約束手形は支拂拒當者に手形を呈示す)支拂を求めなければ振出人に對しても手形上の權利を失ふのである(問答一六五參照)

(二)前者 裏書人)に對する權利(爲替手形小切手で振出人も含む)

前者は振出人と異い償還義務者であつて此者に對しては必ず支拂拒絶證書作成期間内支拂の爲めの手形の呈示を要するのである従て之れを怠つたなれば前者に對しては手形上の權利を行ふことが出来なくなるのである。(此說明爲替手形小切手に準用す)

第一五四 約束手形の振出人が形式上眞の手形所持人

なりと稱する者に支拂を爲ならざるに其者が偽名者なりしときは其支拂は無効となるや

之れは約束手形の振出人なる者に手形所持人の眞偽を調査する義務があるかどうかに依て其支拂の有効無効が概ね定まるのである例へば手形面に最後の被裏書人が甲と記載してあれば現實其手形所持人として支拂を求むる者は亦此手形面記載の甲であるべき筈である然

るに若し其手形を呈示して支拂を求めた者が甲と稱する乙であつたすれば其乙に對する支拂は手形所持人たる甲以外の無權利者に對する支拂として無効にするか否かに關する問題であるが此場合に若し振出人に其所持人の眞偽を調査する義務を認めれば其支拂は勿論無効となつて再び有効の支拂をせなければならぬ之れに反して其調査義務を認めなければ其支拂は原則として有効となるのである。

所が手形法には直接此点に關する規定がないが民法第四百七十條には指圖債權の債務者は其證書の所持人及び其署名捺印の眞偽を調査する權利を有するも義務を負ふことなし但し債務者に惡意又は重大なる過失あるときは其辨濟は無効とす」と規定してある此規定の精神は無權利者に對する支拂は理論上から見れば無効であるが之れを無効なりとして其債務者に所持人の眞偽を調査する義務を負わしめるのは却て指圖債權の流通を圖る所以でないとの理由から出て其調査義務を免れしめ唯惡意又は重大なる過失の場合のみ其支拂を無効とするのであるが元來振出人に依て裏書禁止の無い記名式手形及び指圖式手形の振出人は右民法の規定に謂ふ指圖債權の債務者であるから同條の規定を適用して其手形所持人の眞偽を調査する義務は無い従て其所持人が手形面記載の者と一致せない偽りの者であらうと

も其支拂は有効であつて唯此の偽りの所持人であることを知り(悪意)又些少の注意に依て其偽りの者であることが知り得べかりしに拘わらず輕忽にも其支拂を爲したる(重大なる過失)場合にのみ其支拂が無効となるのであると解するが至當である而して此惡意あり過失ありとの事實は其辯濟を否認するものに於て立證せなければならぬ。

然らば振出人に依て裏書禁止ある記名式手形の振出人には所持人の眞偽を調査する義務があるかと云ふに此手形振出人は民法に謂ふ指圖債權の債務者でないから理論上の原則に依て其調査義務があると云わねばならぬ。

序に注意して置きたいのは右民法の規定を爲替手形及び小切手の支拂人にも適用して之等の者も此調査義務を免れるものであると云ふ者もあるが之等の者は手形上の債務者で無い従て同條に謂ふ所の指圖債權の債務者に該當せないから明文上適用することが出来ないのみならず同條は指圖債權の流通を企る爲めに理論を避けて債務者に其所持人の眞偽を調査する義務を免れしめた例外規定であるから手形債務者で無い單純なる支拂人に迄之れを擴張して適用することは出来ないといふのが至當であると思ふ(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一五五 約束手形の振出人が形式上正當の所持人に

對して支拂を爲したるも其者が手形法上無權利者なりしときは其支拂は無効となるや

之れは約束手形の振出人なる者に手形所持人が手形法上有効に手形を取得したるものなりや否や一例を挙げれば其の所持人が惡意又は重大なる過失なくして其の手形を取得したる

(問答三) 實質上正當の手形權利者なりや否やを調査する義務の有無に關する問題である

(二参照) 所が手形法には此点に就て何等規定する所が無いが民法の第四百七十八條には債權の準占有者に爲したる辨濟は辨濟者の善意なりしときに限り其効力を有す」とあつて之れは當然

手形債權の場合にも適用し得るので縱し手形表面上の所持人が手形法上から觀た無權利者であるとも其手形上の權利を行使すれば即債權の準占有者であるから此者に支拂を爲す振出人が其無權利者であることを知らない(善意)限りは其支拂は有効であると謂わねばならぬ従て此支拂を無効なりと主張する者は振出人が此無權利者であることを知つて居つたとを立證せなければならぬのである。換言すれば振出人に其資格の調査義務は無いのである。

之れは理論を避けて實際の便宜から定められたのであるが其手形は記名式であると無記名式であるを問はず適用し得られるのである。

勿論此場合には辨濟者の資格に制限が無いから手形上の債務を負担せない爲替手形小切手の支拂人も手形所持人が手形法上の権利者なりや否やを調査する義務がない従つて善意(無権利者なることを知らず)て爲したる支拂は假令それが無権利者に對する支拂であらうとも手形關係者に對しては有効となるのである。

尤も此問題に付て民法第四百七十條の所謂指圖債權の債務者は其證書の所持人及び其署名捺印の眞偽を調査する義務を負ふことなし但し惡意又は重大なる過失あときは其辨濟は無効とすとの規定を適用しやうと試むる者があるが之れは同條の解釋を誤つたもので同條は現實の手形所持人が惡意又は重大なる過失なくして手形を取得し且つ正當の手形權利者となりたるや否やを調査する義務言ひ替へれば實質上の資格調査義務に關する規定では無くして單に其現實の手形呈示者が手形表面上の手形所持人と全一人であるかどうか即其人の眞偽を調査する義務に關する規定であるから此問題とは別個のものである従つて彼是混同することは出来ないのである。

寧ろ本問は現實の手形所持人が手形面記載の手形所持人と同一であることを前提として起るべき問題であると謂わねばならぬ何せかと云ふと手形上權利者たることは必ず其手形の所持人たることを前提とするからである従て手形所持人なりとして支拂を求める者が偽りの者であるときは起るべき問題は單に所持人の眞偽に關する調査義務のみである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一五六 振出人と手形所持人との間に爲したる支拂

延期の効果如何

振出人(爲替手形では引受人)と手形所持人との間に取結ばれた支拂延期契約は左の効果を生ずるのである。

(一) 振出人と其手形所持人との關係

此兩者の間では契約一般の効力を生ずるので振出人は手形面の支拂満期日の到來如何に拘はらず支拂延期を以て對抗することが出来る謂ひ替へれば其手形所持人は延期日の到來迄は振出人に對し手形金の支拂が求められないのである。

(二) 其手形所持人と前者との關係

此兩者の間では何等の効力を生せないから其手形所持人たる者は振出人に對しては支拂が求められないとしても必ず手形満期日其後二日以内に支拂義務者である振出人に手形を呈示し支拂拒絶證書其他償還請求保全の手續を履まなければならぬ若し之れを怠ると前者に對する手形上の權利を失ふのである。

而して其前者たる裏書人等は其手形所持人の償還請求に應じなければならぬ。

(三) 前者と振出人との關係

此兩者の間には勿論何等の効果を來さない従て前者が手形所持人の償還請求に應じた上は振出人は其手形の支拂を強制せられるとも毫も異議を狭む余地がないのである。

(四) 振出人と其手形所持人の後者との關係

此兩者の間では其後者が其前者である手形所持人が振出人と支拂延期の契約を爲し居るとを知つて居るか又は支拂拒絶證書作成期間後の被裏書人（其契約者から裏書を受けたる者及其後の被裏書人を謂ふ）である場合には振出人は契約の當事者である其手形所持人に對すると同一に延期の抗辯を爲すことが出来るが其他の場合には絶対に其支

拂をせなければならぬ。（此說明爲替手形小切手に準用す）

第一五七 手形と引替へずして爲したる支拂は全然無効なりや

手形債務者は本來手形と引替へに支拂を爲すべき權利のあることは明文上（商法第四百八十三條第五百二十九條）疑ひないのであるが之れを一面から見れば手形債務者の義務て其支拂後に於ける善意の手形所持人を保護する爲めに規定したのであるから全然其支拂を無効とする必要はない唯其支拂の事實を知らないで手形を取得したるものに對しては未だ支拂がないと同様再其支拂を爲すべき義務があるが其支拂を受けた者又は其事實を知つて手形を取得したる者には其支拂は手形の支拂としての効力を生ずるのみならず支拂を受けたるに拘はらず再び他へ裏書したる者は不法行為者として損害賠償の義務があるとは勿論である（此說明爲替手形小切手に準用す）

第一五八 手形金の支拂を受くる手形所持人の義務如何

手形金の支拂には全部と一部とがあるが之れを受くる手形所持人の義務は左の通りである

(一) 手形金全部の支拂を受けたる場合

(イ) 手形面に其支拂を受けたる旨を記入する事

(ロ) 右記入には署名を爲すこと

(ハ) 右の要件を備へたる手形を支拂人に交附すること

(二) 手形金一部の支拂を受けたる場合

(イ) 一部の支拂を受けたる旨を手形面に記入すること

(ロ) 右記入ある手形の寫本(謄寫)を作り署名の上支拂人に交附すること

右は支拂を受けたる方面から見れば義務であるが支拂者から見れば手形所持人をして此手續を爲さしむる権利があることとなるのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一五九 約束手形の振出人は手形権利者の請求なき

ときは何時までも其手形債務を免るゝこと

を得ざるや

約束手形振出人は(爲替手形の引受人)手形の主たる債務者であるから手形権利者から請求が無くとも

時効(三ヶ年経過)に罹らない間は其債務を免るゝことが出来ないのが原則であるが支拂の請求

がない爲めに永く手形關係の下に立たして置くのは酷であるとの理由から法律は其支拂拒

絶證書作成期間經過後に手形金額を供托して其債務を免るゝことを許して居る(商法第四百八十二條全第五百二十

十九) 此説明爲替手形引受人に準用す)

第一六〇 手形金の一部支拂は拒むことを得るや

約束手形の振出人は主たる債務者として手形金全部の支拂を爲す義務がある故に民法の規定から見ると一部支拂なるものは債務の本旨(契約通り)に従つての履行でないから手形所持人は其辨濟を拒むことが出来る譯であるが手形法ではなるべく償還義務者の責任を少し

でも軽くしてやる精神から償還義務者との関係では所持人は手形金額一部の支拂を拒むことを得ないこと、規定した(商法第四百八十四條 全第五百二十九條)言ひ換ふれば其一部の支拂と拒んだなれば其部分に付ては前者に對して償還の請求が出来なくなるのである之れは前者と保護したのであつて振出人と所持人との関係では一般の原則に従つて其一部支拂を拒むことが出来るのは勿論である固より前者に對する關係に於ても支拂拒絶證書作成後の一部支拂は之れを拒むことが出来るのであるなせば此場合には既に全部の支拂拒絶があつて振出人が一たん遅滞の責めに任じ前者に對しては全部の償還を請求する手續を済した後であるからである(此説明爲替手形 小切手に準用す)

第一六一 約束手形の支拂擔當者が手形金の支拂を爲

したるときは如何なる權利を取得するや

約束手形の支拂擔當者が手形金の支拂を爲したるときは如何なる權利を取得するかに付ては手形法には何等の規定がない之れは記載することを漏したのであるかと云ふとさうで

ない元來支拂擔當書が支拂をすればこれで手形關係は全然消滅して残る所のは支拂擔當者と委託者との關係のみであるから手形法上で彼是云ふことを止めて之れは其他の規定に譲つたものである。

然らば一般の規定から支拂擔當者は其手形支拂後如何なる權利を有するかと云ふに之れは委託者と支拂擔當者との關係に依て答へが違ふのであるから一概に論ずることは出来ない常に兩者の關係を見なければならぬ假りにもし其支拂が委託者に贈與する爲め或は預金支拂の方法として爲したのであれば支拂後に於て更に其支拂金額に付て委託者に補償を求むる場合はないが若し其支拂が右の如き關係のない者の間に於ける單純の委任關係からであるとすれば支拂擔當者は委託者に對して其支出したる金額に付て償還を求むることが出来るのである尤も單純の委任關係の場合でも支拂擔當者が振出人に對して之れが補償を求めらるには其支拂が適法に爲されたことを要するのである従て手形と引替へすに又は保全手續を缺いた手形と引替へに支拂をした場合などは不適法の支拂となるから其補償は求められないのである(此説明爲替手形に準用す)

第一六二 約束手形の所持人が其前者に對する償還請求の條件如何

約束手形の所持人が前者(裏書人)に對する償還請求權は振出人が手形の支拂をせない事實に依つて生ずるのであるが此權利を行ふ迄には先づ左の條件を必要とするのである。

(商法第四百八十七條
全第五百二十九條)

(一) 振出人に對して(爲替手形では支拂人) 満期日其後二日以内に支拂を求むる爲め其支拂地で手形の呈示を爲したること(呈示の場所 問答四一参照)

然し此呈示期間には休日不算入せないと改正された故に末日が休日であれば其翌日に延して宜い又其前日から引續いて休日であつたら其翌々日に延してよいのである尤も約束手形に支拂擔當者の記載がある時は右期間内に支拂擔當者に對してのみ其支拂を求むる爲に手形の呈示を爲すのである若之を怠ると前者に對しては勿論があると振出人に對しても手形上の權利を失ふのである同所拂約束手形では支拂擔當者の記載がある共支拂擔當者の記載ある他所約束手形と同一の手續に依らなく決して手形上の

權利を失ぬとの説がある此説は有力ではあるが現今では通説でないから暫く通説に従て置く殊に規定(商法第四百九十條 全第五百二十九條)の上で甚だ疑ひの点もあり改正後未だ大審院の判決も

ないから支拂擔當者に呈示して支拂を求めて置けば安全であらう(問答一六 五参照)

(二) 右被呈示者に於て支拂の拒絶ありたること

之れは俗に手形の不渡りのことであるが明かに拒絶したることは要らない其不拂が無資力の爲めであると不在其他の理由であらふとも同じく支拂の拒絶である。

(三) 右手形呈示期間内に公證人又は執達吏をして支拂拒絶證書を作らしむること

尤も支拂拒絶證書の作成を免除した者に對してのみの償還請求なれば之れを作成せなくとも宜いのである。

(四) 直接の前者(裏書人)に對して支拂拒絶證書作成の日又は其後二日以内に償還請求の通知を發すること。

但し其通知を發する方法には制限がない

尤も從來は前者であれば何人であらふとも手形所持人が思ふものに通知を發することが出來たのであるが之れを直接の前者(置く前の裏書人)に發することを原則とし唯其直接の裏

書人が裏書地を記載して居らない場合には其裏書人の直接前者に通知を發すること、
 改正した故に前者全員に裏書地の記載がなければ通知を發する必要がないのである之
 れは裏書地を記載せなければ其直接の後者は何處に宛て通知を發すべきかが不明であ
 るからである尙ほ此通知期間も從來は支拂拒絶證書作成の翌日までとあつたのを其後
 二日以内に改正したのである(商法第四百八十七條ノ二全第四百) 爲替手形小切手では振出人が振出
(八十八條ノ三全第五百二十九條) (地を記載せない場合も全一である)
 然し此の通知を發することを全然怠つても償還請求權の全部は失はない唯此通知を發
 せなかつた爲に受けた前者の損害を賠償すること、利息費用の償還を請求することが
 出来ないのみである若し又直接の前者に通知を發せないので他の前者に發したとすれば
 其發せられた前者の後者に對しては之れに因て生じたる損害を賠償する責に任するこ
 と利息及費用の償還を請求する權利を失ふのみである勿論裏書地を記載せない裏書人
 に對して通知を發せなくとも全部の請求が出来るのである之れも從來は償還請求權の
 全部を失ふて居たのであるが右の如く改正されたのである(商法第四百八十八條ノ二)
(全第五百二十九條)
 然し通知を受けなかつた其前者が受けたる損害と云ふは現に其者に對して通知を怠つ
 た所持人から償還の請求を爲す場合にのみ生ずるものであるから結局は其現に償還を

爲す者は普通の償還金額から通知を受けなかつた爲めに受けた損害額と利息及び費用
 を控除したる殘額を支拂ふこととなるのである。

(五) 豫備支拂人の記載ある約束手形に就ては(爲替手形では尙參加
引受人のある場合) 支拂拒絶證書作成期間内に
 之れに對して手形を呈示して其參加支拂を求め其支拂なかりしときは公証人又は執達
 吏をして其旨を支拂拒絶證書に記載せしむること。

若し之れを怠ると豫備支拂人を指定したる者及其後者に對する手形上の權利を失ふの
 である(商法第五百八條) (一覽後定期約束手形に就ては問答一六六參照)
全第五百二十九條) (一覽後定期約束手形に就ては問答一六七參照)
 以上の條件が備はつた後は支拂拒絶證書作成の日から壹ケ年の間は償還請求權は消滅
 せないから其間に裁判上又は裁判外の請求手形に依て其償還を求むるのである勿論壹
 ケ年は時効期間であるから中斷さへすれば(問答五
參照) 其後にも償還を求むることが出来る
 のである(此説明爲替手形
小切手に準用す)

第一六三 約束手形の裏書人が其前者に對する償還請求

の條件如何

約束手形の裏書人が其前者(裏書人)に對し其償還請求の権利を行ふ迄には先づ左の條件を必要とする。

(一)直接の前者に對して償還請求の通知を發すること

之れは後者から償還請求の通知を受けたり又は其後二日以内に發するのである。(商法第四百八十八條)

條全第五百二十九條

尤も從來は此通知を發することは後者から通知を受けたる翌日まであつたが之れを其後二日以内と改正した又從來は通知を受くる者は直接の前者たることを要せなかつたのであるが之れも直接前者と改正された。

若し此手續を全然しなかつたならば前者全員に對して之れに因て生じたる損害を賠償する責任と利息費用を請求する權利を失ひ又直接の前者にせずして他の者にしたならば其現に通知を發した者の後者全員に對して右の結果を來すのである。(商法第四百八十八條ノ二全第五百廿九條)之れは從來全然權利を失ふて居たのを改正したのである。

尤も直接裏書人が裏書地を記載せず居れば其者に對しては償還請求の通知を發せずして其裏書人の直接前者に對して發すれば宜いので結局全部の裏書人が裏書地を記載せず居れば通知は不必要である此場合は別に權利も失はない又損害も負擔せないのである。(商法第四百八十八條ノ三)之れも從來規定がないのを新に設けたのである。

(二)後者に對して現に償還を爲したること

之れは別に規定はなければ當然のことである殊に前者に對し償還請求の結果其支拂を受ける場合には償還計算書に償還を受けたる旨を記載したる上手形及支拂拒絶証書と共に其償還者たる前者に渡さなければならぬ規定(商法第四百九十五條全第五百二十九條)があるのを見ても後者に自己が償還をして此總ての書類を所持して居ることを要することが明かである以上の條件が備はつた後は自己が償還した日から壹ヶ年の間は償還請求權は消滅せないから其間に裁判上裁判外の請求手續に依つて其支拂を求むるのである、勿論壹ヶ年は時効期間であるから中斷さへすれば(問答五)其後にも償還を求むることが出来るのである。

第一六四 前者より償還を受ける後者の義務如何

償還を受ける後者には手形所持人又は償還を爲したる裏書人であるが何れも現に前者から償還を受ける場合には償還計算書に償還を受けたる旨を記載し之れに署名し手形及支拂拒絶證書と共に償還者義務者に交附せなければならぬ義務がある(商法第四百九十五條 全第五百二十九條)之れを償還義務者から言へば此手續を履ましむる権利を有するのである(此說明爲替手形 小切手に準用す)

第一六五 支拂擔當者の記載ある約束手形の所持人は

必ず支拂擔當者に對して支拂を求むるにあ
らざれば其手形上の權利を失ふや

支拂擔當者の記載ある約束手形には他地拂と同地拂の二種があるが(同答九三參照)何れの手形でも支拂擔當者の記載があれば必ず支拂拒絶證書の作成期間内に支拂擔當者に手形を呈示して支拂を求め其事實は支拂拒絶證書に依て證明せなければ前者に對しては勿論手形の主たる債務者なる振出人(爲替手形では引受人)に對する手形上の權利をも失ふのである(商法第四百九十條 全第五百二十九條)

尤も従前は他地拂手形のみ付き支拂擔當者の記載を許した結果支拂擔當者に手形を呈示する義務を負ふ者は支拂擔當者の記載ある他地拂手形に限定されてあつたが之は今日では支拂擔當者の記載を同地拂手形にも認めること、改正した結果(商法第四百五十三條)亦其制限を撤回して苟も支拂擔當者の記載があれば其手形は他地拂であると否とを問はないで従前の如く他地拂手形の所持人が負ふた義務と同一の義務を負はしめることに改正されたのである。然し此改正規定(商法第四百九十條)は字句の訂正はあつても依然として従前の如く他地拂手形に關するもので同地拂手形には縦し支拂擔當者の記載があるとも之れを適用するものでないと言ふ反對説もある之れは有力なる説ではあるが今日の通説に反するから暫く通説に従つて置く蓋し這是學理の研究を措き専ら手形取引を爲す者の權利保全を主旨とす本書の目的に副ふものと信するからである(此說明爲替手形に準用す)

第一六六 一覽拂約束手形の所持人が爲すべき特別の

手續如何

一覽拂の約束手形は振出人が手形一覽の日を満期日と定めたる手形であるから此手形は所持

人から呈示がなければ満期日は永久に確定せないのである斯くては振出人をして永く嚴格なる手形關係の下に立たしめるのみならず一般の手形關係者に於ても亦甚だ迷惑であるから早く満期日を確定せしむる必要が起るそこで手形法(商法第四百八十二條 全第五百二十九條)は左の如く其所持人に特別の手續を爲さしめて居る。

(一) 一覽拂約束手形の所持人は其振出日附より一ヶ年内に手形を振出人に呈示して其支拂を求むること

尤も振出人は之れより短い呈示期間を定むることを得るので此記載があると其指定期間内に其支拂を求めなければならぬ。

(二) 右手形不渡の場合に於ては呈示期間内に手形を呈示し其支拂を求めた事實を證明する爲め公證人又は執達吏をして支拂拒絶證書を作成せしむること
以上の手續を履まなければ振出人以外の前者(裏書人)に對する手形上權利を失ふのである然らば振出人に對しては手形呈示の事實は立證することを要せないかと言へば此点に付き證明せなくとも呈示期間の末日に呈示を爲したるものと見て満期日を定むれば宜いと言ふ者もあるが特に明文の無い限りは少くとも呈示期間内に呈示した事實は

手形所持人に於て何かに依て立證せなければ支拂を求むべき満期日が定まらぬ從て

もし此立證が出来ねば振出人に對する權利を失ふのである。

然し此手形上の權利は失ふても利得償還請求權を有する場合がある(此点問答 五一參照)

(此說明爲替手形に準用す)

第一六七 一覽拂定期拂約束手形の所持人が爲すべき

特別の手續如何

一覽後定期拂の約束手形は其支拂満期日を振出人が其手形一覽の日から起算して定めるのであるから其手形を振出人に示さなければ其満期日が永久に確實でないことは恰も一覽拂約束手形と同一であつて振出人始め其他手形關係者は永く嚴格なる手形關係の下に立ち甚だ迷惑する所であるから一覽拂約束手形に特別の手續を認めたと同じ様に手形法は亦此手形所持人に左の如く特別の手續を求めて居る(商法第五百二十七條 全第五百二十八條)

(一) 一覽後定期拂約束手形の所持人は其振出日附より一年内に振出人に手形を呈示して之

れを一覽せしむること

尤も振出人は之れより短い呈示期間を定むることを得るので此記載があるときは其指定期間内に呈示して一覽せしめねばならぬ。

所で此呈示は一覽拂約束手形の場合と異ひ支拂を求むる爲に手形を呈示するのではない單に振出人に手形を一覽させて満期日の起算點を定むるのであるから此呈示の事實は殊に明かにせなければならぬ。

そこで手形法(商法第五百二十八條)は左の如く定めて居る。

(イ) 振出人をして其手形面に手形の呈示を受けたる旨及び其日附を記載せしむること此記載が振出人に依て爲されたならば後の手續は要らなす。

(ロ) 振出人が其呈示を受けたる旨を手形に記載するも其呈示の日附を記載せざるるとき此場合には其呈示期間内に公證人又は執達吏をして日附拒絶證書を作成せしむるのである。

左すれば此拒絶證書作成の日に手形の呈示があつたものと看做されても手形満期日は此作成の日から起算せられるのである。

若し此日附拒絶證書を作成せなければ前者(裏書人)に對する手形上の權利を失ふのである。

然らば振出人に對しては何うであるかと云ふに振出人に對しても日附拒絶證書の作成がない爲めに手形を呈示したと見做すべき日が確定せぬ様であるが既に振出人が手形に一覽の旨を記載して居るのであるから何れの日か呈示したとだけは推測されるのであるそこで手形法は呈示期間の末日に呈示したものと看做して振出人に對しては此呈示期間の末日を満期日の起算點として其手形上の權利を行ふことを許して居る。

(ハ) 振出人が手形に呈示を受けたる旨を記載せざるるとき

此場合には手形所持人は公證人又は執達吏をして呈示期間内に其拒絶證書を作成せしむるのである。

左すれば其拒絶證書作成の日が呈示の日と看做されて満期日は之れから起算するのである。

若し此拒絶證書を作成せなければ前者(裏書人)に對する手形上の權利を失ふのであ

る。

然らば振出人に對しては何ふであるかと云ふに此點に付て振出人に對して拒絶証書の作成は要らない呈示期間の末日を満期日の起算點とすべきものであると言ふ者もあるが

此場合に付ては何等の規定が無いのであるから結局振出人が拒絶証書を作らずに呈示期間を経過したなれば満期日の起算點を知ることが出来ない結果振出人に對しても手形上の權利を行使することが出来ないと言ふのが手形法上の解釋としては至當であると思ふ。

それから振出人に於て呈示を受けたる旨を記載せず單に日附のみを記載して居る場合とても同一で手形上認めて無い記載であるから之れを無効として呈示期間内に拒絶証書を作らねば前者に對しては勿論のこと振出入に對しても手形上の權利を失ふと謂はなければならぬ。

第一六八 償還請求の通知と償還請求とは異なるや

償還請求の通知は償還義務者をして償還の準備を爲さしむるが爲めに單に手形不渡の事實を報告することであるが償還の請求は現に償還義務者に其償還を求むることを謂ふのである従て償還請求の通知は償還請求の豫告と謂ふて然るべきものである。

尤も償還請求の通知は原則として直接の前者に爲すのであるが償還の請求を受ける相手方は必ずしも直接の前者たるを要せない前者中の何人でも自己の欲する者に對して出來るから現に償還の請求を受くるものと償還請求の通知を受るものとは一致せない事があるのは免れないのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一六九 償還請求通知の方式には制限なきや

償還請求の通知には何等の方式に制限がないのである故に文書に依ると口頭に依ると又自己が爲すと他人をして爲さしむるとは通知者の自由であつて苟も通知が普通相手方に到達し得べき方法をとれば宜いのである。

尤も後日通知の有無に付て紛争の起る場合の其証明を容易にする爲めには自己が口頭で爲すよりは郵便電信又は執達吏使者等をして爲さしむるを利益とするのである。

殊に改正商法の第四百八十八條の四で通知義務者が法定の期間内に書面を發送した事實に付ての通信官署又は公衆通信取扱所の証明があれば之れは償還請求の通知を發したるものと推定する旨を規定してあるから郵便に依るを得策とするのである然し此推定の規定が設けられた爲め從來書留郵便で通知を發しても相手方が其内容を否認すれば通知者から其内容を証明する義務があつたのが今日では之れは償還請求の通知であることを推定さるゝこととなつたので通知者から証明する必要がなくなつた固より今日では從來の此缺點を補ふ爲めに内容證明郵便の制度があるから之れに之れば更に一段の便利が得られるのである。

(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一七〇 償還請求通知の免除は手形法上有効なりや

手形法には支拂拒絕證書作成の免除に付て規定してあるが償還請求通知の免除のことは規

定がない又拒絕證書作成免除の効力が償還請求の通知を免除することに及ばないのは論ずるまでもない故に假令償還請求の通知を免除する旨を手形に記載するとも這是手形法上認めない事項を記載したのであるから之れは手形法上は無効である(商法第四百十九條) 従つてもし此記載に旨従つて償還請求の通知をせないのがあつたとすればそれは手續を怠つたものとして手形法上處定の制裁を甘んせなければならぬのである(問答一六) (此説明爲替手形二参照) (小切手に準用す)

第一七一 償還請求は直接の前者にのみ爲し得べきものなりや

償還請求の通知は裏書人が裏書地の記載をせない場合を除くの外は直接の前者(直ぐ前の裏書人)に爲すべきもので(商法第四百八十七條) あるが之れは唯償還義務者に償還の準備を爲さしむる爲め請求の豫告であつて償還請求其ものとは全然關係がないので此点に付ては前者に制限がないから自己が見込みて資力ありと思ふ者の誰れにでも請求することが出来るのである尤も左の裏書人は手形上責任を負はないから此者に對しては無論償還の請求が出来ない。

- (一) 無擔保裏書人
- (二) 禁轉裏書人

但し此裏書人に對しては其裏書の被裏書人を除く後者から償還の請求が出来ないと謂ふまで、其裏書の被裏書人からは請求が出来るのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一七三 支拂拒絶證書作成免除の旨は手形面に記載

するここを要するや

支拂拒絶證書作成免除の旨は之れを手形に記載せなければ手形上の効力を生ぜなから(商法百九十一條、第 五百二十九條)若し特別の證書で之れを認めてあつても手形所持人は之れを證據として其作成を廢することは出来ない若し之れを廢したならば前者に對する手形上の權利を失ふのである。

尤も免除者と被免除者との間では手形に記載がなくとも此作成免除を主張することが出来る從て偶々被免除者が手形の所持人であれば其作成免除者に對しては此支拂拒絶證書は作

成するに及ばないのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一七三 約束手形の所持人が手形不渡の後其振出人

に對して請求し得べき金額如何

約束手形振出人が其手形所持人から手形呈示を受けたる際直ちに支拂をすれば其金額は單に手形金額のみであるが若し所持人から手形呈示の上其支拂を求めたる際直ちに支拂をせなければ振出人は遲滞の責任が生じて左の金額を支拂ふのである。

- 一 支拂はざりし手形金額
- 一 満期日以後の法定利息(利息年百分の六の割合)
- 一 拒絶證書作成の手數料其他の費用

尤も以上の支拂金額支拂の請求を受ける振出人の營業所又は住所の所在地が支拂地と異なる場合に於ては支拂地より其支拂の請求を受ける振出人の營業所又は住所の所在地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に依りて計算するのであるもし支拂地に於て其相場の

無い時は支拂の請求を受ける振出人の営業所又は住所の所在地に最も近い地に宛て、振出したる一覽拂の爲替手形の相場によるのである。(商法第四百七十一條
全第四百九十二條)無論相場がなければ前記合算額のみ請求するのである。

之れは手形所持人をして支拂地で支拂を受けたと同一の利益を受けしむる爲めであるが固より此規定は爲替手形に関する規定を約束手形にも準用されてゐるので説明した迄で實際内地取引を主とする約束手形には殆んど之れを適用する場がないのである。(此説
替手形引受
人に準用す)

第一七四 約束手形所持人が前者に對し請求し得る金額如何

約束手形の所持人が其前者(裏書人)に對して請求し得る金額は左の通りである。

- (一) 支拂わらざりし手形金額(一部支拂ありたるときは其殘金)
- (二) 満期日後の法定利息(利息は年百分の六の割合)

(三) 拒絶證書作成手数料(公證人執達吏に支拂たる手数料)

(四) 其他の費用(通知に要したる郵稅書記料執達吏に托送したるときは其手数料等)

以上の金額は支拂の請求を受ける裏書人の営業所又は住所の所在地と支拂地とが異ふときは支拂地より支拂の請求を受ける裏書人の営業所又は住所の所在地に宛て振出人したる一覽拂の爲替手形の相場に依りて計算するのであるもし支拂地に於て其相場のないときは支拂の請求を受ける裏書人の営業所又は住所の所在地に最も近い地に宛て、振出した一覽拂の爲替手形の相場によるのである。

無論相場がなければ前記の合算額のみ請求するのである。

之れは手形所持人をして最初支拂地で受けたと同一の利益を得さしむる爲めであるが固より此規定は爲替手形に関する規定を約束手形に準用されてゐるから説明した迄で實際内地取引を主とする約束手形には之れを適用する場が殆んど無いのである。(商法第四百九十一條
全第五百二十九條)
(此説明爲替手形
小切手に準用す)

第一七五

後者に償還を爲したる約束手形の裏書人が
其振出人に對して請求し得る金額如何

後者に償還を爲したる約束手形の裏書人が其振出人に對して請求し得る金額は後者に償還を爲したる裏書人が其前者に對して請求し得る金額と大差はない即ち左の通りである。

(一) 其支拂ひたる金額

(二) 其支拂の日以後の法定利息

(三) 其支出したる費用

右金額は支拂の請求を受ける振出人の營業所又は住所の所在地と支拂地と相違するときは支拂地から支拂の請求を受ける振出人の營業所又は住所の所在地に宛て、振出したる一覽拂爲替手形の相場によりて計算するのである若し支拂地に於て其相場のないときは支拂の請求を受ける振出人の營業所又は住所の所在地(振出地)に最も近い地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に依るのである(商法第四百七十一條全第四百九十二條全第五百二十九條)無論相場がなければ前記の合算額のみ請求するのである。

第一七六

後者に償還を爲したる約束手形の裏書人が
其前者に對して請求し得る金額如何

後者に償還を爲したる約束手形の裏書人が其前者に對して請求し得る金額は左の通りである

(一) 其支拂ひたる金額

(二) 其支拂の日以後の法定利息

(三) 其拂出したる費用

尤も右金額は支拂の請求を受ける前者の營業所又は住所の所在地と自己の營業所又は住所の

之れは償還を爲したる裏書人をして支拂地で其支拂を受けたと同一の利益を受けしむる爲めであるが固より此規定は爲替手形に干する規定を約束手形に準用されてゐるので説明した迄で實際内地取引を主とする約束手形には之れを適用する場合が殆んど無いのである。(此説明爲替手形引受人に對する場合に準用す)

所在地と相違する時は自己の營業所又は住所の所在地から支拂の請求を受ける前者の營業所又は住所の所在地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場によりて計算するのである。若し自己の營業所又は住所の所在地に於て其相場のないときは支拂の請求を受ける者前の營業所又は住所の所在地に最も近ひ地に宛て振出したる一覽拂の爲替手形の相場に依るのである勿論相場が爲ければ前記の合算額のみ請求するのである(商法第四百九十二條全第五百二十九條)之れは償還を爲したる裏書人をして其營業所又は住所の所在地で其支拂を受けたと同一の利益を受けしむる爲めであるが固より此規定は爲替手形に干する規定を約束手形に準用されてあるので説明した迄で實際内地取引を主とする約束手形には殆んど之れを適用する場合がないのである(此説明爲替手形小切手に準用す)

第一七七 戻爲替手形とは如何なる手形なるや

戻爲替手形は(單に戻手形とも云ふ)償還請求者が其被請求者に宛て、振出す爲替手形で法定の記載方に依つた者であるが元來手形の所持人又は後者に償還を爲したる裏書人は償還

義務者から直接に金額の支拂を受け又は訴訟手續で其金額の取立てを爲すことを得るのは勿論であるけれども其支拂を受ける者の住所地と手形の支拂地又は裏書人の住所地と異なる場合は往々請求者は非常の手数と費用と又時間とを空費するのである。そこで此不便を避くる爲めに商法第四百九十三條で爲替手形の所持人又は裏書人は償還の請求を爲す爲め其前者を支拂人として更らに爲替手形を振出すことを得」と定めて居る即此規定の趣旨に基いて振出す爲替手形か戻爲替手形又は逆爲替手形と謂ふのである而して此規定は爲替手形に關するも商法第五百二十九條で約束手形に準用して居る。

例へば大阪の商人甲が壹千圓の約束手形を鹿兒島の乙なる者に宛て振出した處が乙は之れを亦大阪の商人丙に裏書したそこで満期日が來たから丙は其手形の所持人として振出人である大阪の商人甲に呈示して支拂を求めたるに甲は之れを拒絶した其場合に前者として償還義務を有する者は鹿兒島の乙であるが此者に對して丙から償還の請求をするには必ず手形支拂拒絶証書償還計算書を持參するか又は之れを送らねばならぬ(商法第四百九十五條)それでは費用も入り手数も掛り又途中紛失の虞れもあつて甚だ不便であるが其場合先づ鹿兒島の乙に償還請求の通知だけは支拂拒絶証書作成後二日以内に發して置いて償還請求者たる丙は後で

償還金額と手形金額とし償還義務者である乙を支拂人とする自己拂又は大阪の取引銀行渡りとする爲替手形を作成し之れに本手形拒絶證書及償還計算書を添附の上右銀行に到り割引を請求すると此場合に丙と乙とに信用あれば其銀行は割引を承知して呉れて丙は即時償還金額を受取ることを得るので償還請求者の爲めには至極便利である殊に爲替手形の如く遠隔の者と取引をせらるゝ手形には更に一段の便利を感ずるのである。(此說明爲替手形に準用す)

第一七八 戻爲替手形に記載すべき事項は普通爲替手

形と異なるや

戻爲替手形も普通の爲替手形と同じ様に手形法(商法第四百四拾五條)に定めてある事項を記載するの

であるが其記載方に左の制限があるだけ普通爲替手形と異なるのである(商法第四百九十四條)

- (一) 戻手形の金額は償還金額及戻手形振出しに要したる費用の合算額
- (二) 戻手形は一覽拂のものたること
- (三) 戻手形の支拂人は償還の請求を受る前者たること

- (四) 戻手形の支拂地は償還の請求を受くべき前者(裏書人)の營業所又は住所の所在地たる事
- (五) 振出地は所持人が振出すときは本手形の支拂地を以て振出地とし裏書人が振出すときは振出地は其營業所又は住所の所在地とす

右の記載方に因て始めて戻爲替手形として有効のものとなるのである。

而して以上の條件が具備したる後は其振出人は本手形支拂拒絶證書及び償還計算書等を戻爲替手形と共に受取人に交附するのである。(此說明爲替手形に準用す)

第一七九 戻爲替手形が戻爲替手形としての要件を缺

くときは全然無効なりや

戻爲替手形には特別の要件があることは先に述べた通りであるが此要件を缺いたから戻爲替手形としては無効であるから其支拂人たる償還義務者が之れを支拂ふて呉るかどうかの問題は生ずるが若し此の手形が普通の爲替手形としての要件を備へて居れば之れは普通爲替手形として有効で其署名者は所持人に對しては普通手形上の責任を免れないのである

従つて無効とはならぬ(此説明爲替手形に準用す)

第一八〇 戻爲替手形は本手形の支拂地と償還義務者

の營業所又は住所の所在地と同一なるときも振出すことを得るや

商法第四百九十三條の規定を見ると「爲替手形の所持人又は裏書人は償還の請求を爲す爲め其前者を支拂人として更に爲替手形を振出すことを得」とのみあつて(此規定は商法第五百二十別は何等の制限がない様であるが支拂地と償還義務者の營業所又は住所所在地が同一であるときは戻爲替手形は振出すこと得ないのである。)

之れは別に禁止の明文はないけれど戻爲替手形を認めたる趣旨が兩地が異なるに因つて生ずる不便を避くる爲めであるから當然のことである(問答一七七參照)

現に戻手形振出の要件に關し規定してあるのを見ると其第二項に「所持人が振出す爲替手形には本爲替手形の支拂地を以て振出地と定め裏書人が振出す爲替手形には其營業所又は

力住所の所在地を以て振出地と定むることを要す」とある(此規定は商法第五百二十右規定は戻爲替手形の振出は其振出地が償還義務者の營業所又は住所の所在地と異なる場合のみであることを前提としての規定であることが明かである(此説明爲替手形に準用す))

右規定は戻爲替手形の振出は其振出地が償還義務者の營業所又は住所の所在地と異なる場合のみであることを前提としての規定であることが明かである(此説明爲替手形に準用す)

第一八一 約束手形の保證とは如何

約束手形の保證とは既に他人が振出又は裏書に依て負担して居る(爲替手形では尙引受人の爲め)約束手形上の債務を其者が履行せなければ自ら同一地位に立つて之れが履行を爲す目的で手形面に其署名を爲すことである。

尤も手形保證は右の如く主た債務者が其債務を履行せない場合を豫期しての手形行爲であるから之を一面から見れば其手形の信用を減却する嫌ひがある。そこで實際に於ては此保證の目的を達する爲めに表面上裏書の形式に依ることが多い。之れを表面上の保證に對して隠れたる保證と謂ふのである、固より裏書の形式に依て居るから此隠れたる保證は手形保證としての効力を受ること出来ない一般裏書の効果を受けねばならぬのであ

る。勿論其裏書人と主たる債務者としての間では保証としての効果を受ける(此説明爲替手形に準用す)

第一八二 約束手形保証の方式如何

約束手形の保証は其手形又は補箋に署名するに依て爲す(尙爲替手形にては贖本)のであるが別に其他の方式はない故に保証する旨の意思表示を具体的に手形面に表はすと否とは其者の自由である(商法第四百九十七條全第五百二十九條)

尤も保証が何人の爲めに爲したるか分明せざるときには振出人の爲めに(爲替手形では引受人の振出)するものと看做されるのである之れは手形上最多数の者に對して債務を負担するもの爲めに爲したる者と見て手形の信用を保護した譯であるが保證人に於ては時に豫期に反することもあるから何人の爲めに保証するかは明かにすべきである(商法第四百九十八條全第五百二十九條)従つて普通は保証される者の署名の横に署名して之れを明かにするのである。

右の如く手形保証は手形面又は補箋に爲すべきものであるから假に手形債務保証の意思で特別の證書を作成しても手形法上の保証の効果を發生しない然し民法上の保証としての効

を生ずるか否かは署名者の意思が之れを望んで居たか否かに依て定まる事實問題である。

(此説明爲替手形に準用す)

第一八三 約束手形の保証は贖本に依て爲すも有効なるや

約束手形の保証は手形又は補箋に依てのみ爲し得るもので贖本に依る保証は之れを認めないのである。之れは直接に禁止したる規定があつて謂ふのではない寧ろ商法第五百二十九條は約束手形の保証に爲替手形に關する商法第四百九十七條に爲替手形より生じたる債務保証する爲め爲替手形其贖本又は補箋に署名したるものは其債務が無効なるときと雖も主たる債務者と同一の責任を負ふ」との規定を準用して居るので其贖本に依る保証も認めらるゝ様に疑ひを起さしむるのであるが元來爲替手形には引受なるものがあつて之れを求むる爲めに遠國へ其手形を送附する場合があるから其返還を受る迄の間に該手形を流通する必要から贖本に依る裏書を認めて居るので亦之れが爲め保証も此贖本に依ることを認めるのが至當であるけれども約束手形には引受なるものがない従て贖本に依る裏書を認めないか

ら(問答一)之れに附随すべき保証も亦認むることが出来ないのである(此説明小切手に準用す)

第一八四 約束手形の保証は何人に於ても爲し得るや

約束手形の保証は何人にも出来るのである然し手形の主たる債務者である約束手形の振出人(爲替手形は引受人)は保証債務の性質上其手形の保証人と爲ることを得ないのである(此説明爲替手形に準用す)

第一八五 約束手形の保証は何人の爲めにも爲し得るや

約束手形の保証は手形行爲に依て手形上の債務を負擔したる者の爲めであれば其人には制限がない即ち振出人たると裏書人(爲替手形では其他引受人)たるとを問ばないのである。尤も我が商法は(第四百九十八條全第五百廿九條)何人の爲めに保証を爲したるが不明のときは之れを振出人(爲替手形では引受人)の爲めに爲したるものと看做すことにして手形上多數の債務者の債務を免れしむる方針を取つて居るから手形保証を爲す者は何人か自己の欲する手形上債務者を手形面で指定することを要するのである固より其書式には制限がないから之れを知り得べき適宜

の方法に依れば宜いのである(此説明爲替手形に準用す)

第一八六 手形の文言に一致せざる保証は有効なりや

約束手形の保証は手形文言に一致せなければならぬ言ひ換ふれば單純の保証でなければ手形保証としての効力を生せないのである之は手形法に許すべき規定がないから疑ひが無い(商法第四百三十九條)故に手形金の一部に對する保証は勿論支拂場所を變更し満期日を變更する等の保証も無効である。

或は斯かる保証は制限文言だけを無効として手形保証として有効とすることは出来はせんいかどの疑ひが起るが之れは爲替手形引受の場合の様に特に規定(商法第四百六十九條)があれば左も言へるけれども手形保証には明文が無いのみならず署名者の意思を亂りに推測するのであるから不當であると思ふ(此説明爲替手形に準用す)

第一八七 約束手形の保證を爲したる者は如何なる責

任を負ふや

約束手形に保證を爲したる者は左の責任を負ふのである。

(一) 其主たる債務者(保證された者)と同一範圍の責任を負ふ

尤も一般の保證であると主たる債務者とする者に眞實債務がなければ之れを事由として其保證債務を免れるのであるが手形上の保證では其主たる手形債務は其形式の上であれば宜い敢て眞實にあることを要しないのである。

故に其主たる債務者であると信じた振出人裏書人等の署名が偽造であらうとも亦其他の原因で無効であらうとも一旦其者の爲めに爲した保證であると恰も其主たる債務者があると同一範圍の責任を負ふのである(商法第四百九十七條全第五百二十九條)

(二) 其主たる債務者(保證された者)と連帶の責任を負ふ

連帶責任のあることは別に手形法に規定して無いが手形行爲は商法の上で商行爲と認められて居るので(商法第二百六十三條)亦其商行爲で保證したものが連帶責任を負ふことは商法

(第二百七十三條)の規定する所であるから疑いがない然し此連帶責任があるから主たる手形債務者と同一の責任を負ふと謂ふのではない手形上の保證人は前に述べた通り手形保證の性質から主たる債務が無い場合でも獨立して其責任を負ふのである。故に連帶責任を保證人が負ふと謂ふことは現に主たる手形債務がある場合に於てのみ其適用を見るのである。

連帶責任を負ふから主たる債務者が現存して而も支拂の資力があらうとも民法の單純保證人の様に先づ主たる債務者に支拂を求めて後に自己に請求せよと(民法第四百五十二條)主たる債務者に支拂の資力が充分あつて取立が容易であるから之れに依つて支拂を受けて見よと(民法第四百五十三條)主張して一時其支拂を延ばすことは出来ない必ず單獨に其支拂をせなければならぬのである。

然し手形保証も本質は従たる債務であるから主たる債務が支拂、時効又は保全手續の缺けた爲めに消滅した場合には其保証人も之れを事由として其責任を免れることが出来るのである。(此説明爲替手形に準用す)

第一八八 約束手形の保証人が其債務を履行したる時

は如何なる権利を取得するや

約束手形の保証人が其債務を履行すれば左の権利を取得するのである。

第一支拂を受けたる手形所持人が主たる債務者(保証された者)に對して有せし権利

第二主たる債務者(保証された者)が其前者(裏書人)に對して有すべき権利

尤も以上の権利は手形上獨立して取得するのではない眞實手形所持人が主たる債務者に對して有せし権利及び主たる債務者が前者に對して有すべき権利を取得するのである従つて主たる債務者が所持人に對して有せし抗辯又は前者が主たる債務者に對して有する抗辯は保証人に於て認めなければならぬ(商法第四百九十九條全第五百二十九條)

然し右は商法第四百九十九條に「保証人が其債務を履行したるときは所持人が主たる債務者に對して有せし権利及び主たる債務者が其前者に對して有すべき権利を取得すとの規定から説明したのであるが之れに依て見ると保証人が振出人の保証人であるときは第一に謂ふ主たる債務者は振出人であるから(爲替手形では引受人)保証人は手形所持人が

振出人に對する権利を取得することは明らかであるが若しも其主たる債務者が裏書人(爲替手形では尙振出人)であると假定すれば保証人が此主たる裏書人の債務を辨濟して得る所の権利は第一に謂ふ所の主たる債務者は裏書人であるから保証人は手形所持人が此主たる裏書人に對する権利と第二に謂ふ所の権利としては其主たる裏書人が其前者(裏書人)に對するのみで振出人に對する権利を取得せないのである。何せかと謂ふと約束手形の振出人は爲替手形の振出人の様に前者として償還義務を負ふ者と異つて恰も爲替手形の引受人と同じ様に手形上絶対の債務者であるからである。そこで一般の學者は之れを手形法の欠點として此場合には裏書人の保証人は民法の規定に依り主たる債務者たる裏書人に對して自己が有する求償權の範圍内で手形所持人に代位して此者が振出人に對して有する権利を行ふことを得るに過ぎないとして居るのである蓋し至當の解釋であると思ふ。(此説明爲替手形に準用す)

第一八九 約束手形の參加支拂とは何ぞや

約束手形の参加支拂とは其手形の支拂が振出人に依て拒絶された場合に振出人(爲替手形では引受人)以外の者が其支拂を爲すことを謂ふのである。

尤も此参加支拂の目的とする所は畢竟手形所持人から前者(裏書人)に對して有する償還請求權の行使を防いで其手形の信用を保たうとするのであるが手形所持人も之れに因つて償還の請求を爲す爲に生ずる幾多の手續と餘分の費用とを避けることが出来るので至極便利である(此説明爲替手形に準用す)

第一九〇 約束手形の参加支拂は如何なる方法に依つて行ふや

約束手形の参加支拂は其所持人をして振出人が支拂を拒絶したる場合に作成した支拂拒絶證書に公證人又は執達吏をして参加支拂の旨を記載さして此支拂拒絶證書及び約束手形と引換に手形金額及び費用を支拂ふとに依つて行はれるのである(商法第五百十二條(此説明爲替手形)全第五百二十九條(形に準用す))

第一九一 約束手形の所持人は何人の参加支拂も之れを拒むことを得ざるや

約束手形の参加支拂を爲す者には豫備支拂人(爲替手形では参加引受人あり)又は其他の者もあるが何れも参加支拂も拒むことが出来ない。それは参加支拂に因つて手形本来の目的が達せられる譯で亦手形關係者に於ても何來の不利益を被むる虞が無いからである。

そこで若し此参加支拂を拒んだならば被参加人(参加支拂に依て直に接保護される者)及び其後者に對する(償還請求權)を失ふのみならず豫備支拂人の記載ある手形の所持人は義務として此豫備支拂人の参加支拂を求むる爲に支拂拒絶證書の作成期間内(満期日後二日以内)に其手形を同人に呈示せなければならぬ之れを怠ると豫備支拂人を指定した者及び其後者に對する手形上の權利を失ふのである(商法第五百八條全第五百九條全第五百廿九條)

尤も参加支拂を爲さんとする者が數人ある時は甲なる者を選ふと乙なる者を選ふとて償還義務を免れる者の多少を生ずるのである。所でそれでは之れに漏れた前者の爲に不都合であるとの理由から所持人をして最も多數の者をして償還義務を免れる効力を生ずる

被参加人の爲にする参加支拂を受けて他の支拂を拒むことを要するとして居る(商法第五百十條)
 例へば前の裏書人の爲に参加支拂を爲さんとする者と後の裏書人の爲に参加支拂を爲さんとする者とあつたときは前の裏書人の爲にする参加支拂を受けて後の裏書人の爲にする参加支拂を拒み又た裏書人と振出人の爲にする者があれば振出人の爲にする参加支拂を受けて裏書人の爲にする参加支拂を拒むのである(商法第五百十條 全第五百廿九條)
 若し手形所持人に於て多數の者をして其償還義務を免れしむる効力を生ずる爲めの参加支拂を拒んだならば其参加支拂を受くるに因つて義務を免れ得へかりし償還義務者に對しては手形上の權利を失ふのである(此說明爲替手形に準用す)

第一九二 約束手形一部の参加支拂は之れを拒むことを得ざるや

約束手形の主たる債務者である振出人の一部支拂は手形所持人に於て前者(裏書人)との關係上之れを拒むことを得ないが(問答一六〇参照)一部の参加支拂は之れを拒むことが出来るのである

尤も直接に一部の参加支拂を禁じた規定があつて謂ふのではないが若しも之れを許すべければ一部の参加支拂人と手形所持人とは各一部宛の償還請求權を有することゝ爲るであらう然るに其前者の償還と引替へに渡すべき手形及び支拂拒絶證書は唯一通のみであるから手形所持人は竟に参加支拂人と共同せなければ其權利が行はれない結果を來すのである之れは徒らに手形關係を煩雜にするもので特に許すべき規定のない限りは一部の参加支拂は出来ないと言ふのが至當である(此說明爲替手形に準用す)

第一九三 約束手形の参加支拂人が被参加人を示さざる ときは何人の爲に支拂いたるものと見るや

約束手形の参加支拂人の内で豫備支拂人は特に被参加人を指定せなくとも自己を指定した者が被参加人であることば疑ひがないが其他の者が参加支拂を爲した場合には其被参加人を示さなければ何人の爲であるか稍々疑ひが起るのである。

所が商法第五百十一條で豫備支拂人又は参加引受人に非ざる参加支拂人が被参加人を示さ

いりしときは其支拂は支拂人の爲に爲したるものと看做す」と規定してある之れは爲替手形の参加支拂に關する規定であつて固より爲替手形の支拂人は引受をせない限りは手形上の債務者では無いが此規定の精神は多くの償還義務者をして其義務を免れしめんとするのであるから此規定を準用する(商法第五百二十九條) 約束手形では主たる債務者である振出人の爲に参加支拂を爲したるものと看做されるのである蓋し之れに因つて總ての償還義務者は其義務を免れるのである(此説明爲替手形に準用す)

第一九四

約束手形の所持人は参加支拂を求むることを要する場合ありや

約束手形の所持人は其手形に豫備支拂の記載があるときに限り(爲替手形では其他参加引受人) 支拂拒絶證書の作成期間内(満期日後二日以内) に豫備支拂人に手形を呈示して其参加支拂を求め而して其不拂の場合には先に振出人が支拂拒絶の際作成したる拒絶証書へ更に公證人又執達吏をして其旨を記載せしむることを要するのである。

若し之れを怠つたならば豫備支拂人を指定した裏書人及其後者に對する手形上の權利を失

ふのである(商法第五百八條全条、此説明爲替手形に準用す、第五百二十九條)

第一九五

約束手形の参加支拂ありたるときは如何なる効果を生ずるや

約束手形の参加支拂があつたときは左の効果を生ずるのである。

(一) 手形所持人は前者に對する償還請求權を失ふ尤も振出人の爲に参加支拂があつたときは振出人に對する權利を失ふのである

(二) 被参加人の後者は其償還義務を免れる

(三) 参加支拂人は振出人被参加人及其前者に對する所持人の權利を取得する

勿論被参加人が振出人であれば單に振出人に對する權利を取得する

尤も茲に所持人の權利を取得するとは其手形所持人の地位に代はり若くは此者の權利を承継するのではない一般手形所持人として有する權利を獨立に取得することである

故に手形義務者は其参加支拂を受けた手形所持人との間に有して居る手形を離れた杭
辯事由は参加支拂人が知つて居る場合の外は一切對抗することを得ないのである。

(商法第五百十三條) 此説明爲替手
(全第五百二十九條) 形に準用す

第一九六 手形の寫本は何うや

手形の寫本とは手形の謄本と同じ様に原本を謄寫した書面を謂ふのである従て謄本も寫本
も同一性質の書面であると謂ふて然るべきである。

而も從來手形の寫本と言ふ語は用いなかつたが改正手形法では手形一部支拂の場合に領收
書の代用として手形所持人から渡す一部支拂の旨を記載した手形の謄本(商法第四百
八十四條)及び拒
絶證書の作成が其手形の謄本を更に謄寫したる書面に依るべき場合に(商法第五百十五條ノ四
全第五百十五條ノ五)
此謄寫を寫本と謂ひ而して本來同一性質の書面であるにも拘はらず之れを謄本と稱するこ
とを止めた。

之れは何せかと謂ふと大した改正理由もない唯謄本なる語を手形裏書の爲めにする原本の

拒絶證書

第一九七 拒絶證書は何うや

拒絶證書之れは俗に拒み証書と謂ふて居るが其性質は手形上の権利の行使又は保全に必要
なる手續を履んだこと及び其手續の結果を証明する爲め手形所持人の請求に依り始めて公
証人又は執達吏が職權上作成する所の要式の証書である。
左に之れを作成する場合を掲げて見やう。

(一) 爲替手形の支拂人が單純なる引受をせない場合(商法第四百
七十五條)

此場合に作る拒絶證書を引受拒絶證書と謂ふのである。

尤も此拒絶証書には尙豫備支拂人が参加引受をせない場合(商法第
五百條)又参加引受のあつた時
に其旨を記載せしむるのである(商法第
五百條)

(二) 覽後定期拂爲替手形の支拂人が引受を爲したるも其日附を記載せない場合又は一覽
後定期拂約束手形の振出人が呈示を受けたる旨若くは其日附を記載せない場合

(商法第四百六十六條全第四百六十七條
全第五百二十七條全第五百二十八條)

此場合に作る拒絶証書を日附拒絶証書と謂ふのである。

(三) 爲替手形の引受人又は約束手形の振出人が破産の宣告を受けたる時相當の擔保を供
せない場合(商法第四百八十條
全第五百二十九條)

此場合に作る拒絶証書を擔保拒絶証書と謂ふのである。

尤も此拒絶証書には尙豫備支拂人が参加引受をせない場合(商法第
五百條)又参加引受のあつた
とき此旨を記載せしむるのである(商法第
五百條)

(四) 爲替手形又は小切手の支拂人約束手形の振出人爲替手形若くは約束手形の支拂擔當者
が單純なる支拂とせない場合(商法第四百八十七條全第四百八十二條全第
四百九十條全第五百廿九條全第五百三十七條)

此場合に作る拒絶証書を支拂拒絶証書と謂ふのである。

尤も此拒絶証書には尙参加引受人又は豫備支拂人が参加支拂をせない場合又参加支拂
のあつたときは此旨を記載せしむるのである(商法第五百八條全第五百
十二條全第五百二十九條)

(五) 引受の爲に送附したる複本の受取人が其送附先の記載ある複本の所持人に之れを返還
せない場合(商法第
五百條)

此場合に作る拒絶証書を複本返還拒絶証書と謂ふのである。

(六) 複本の送附先を記載した複本の所持人が其複本に依つて引受又は支拂を得ない場合
(商法第
五百條)

此場合に作る拒絶証書を複本の引受又は支拂の拒絶証書と謂ふのである。

(七) 原本の受取人が原本の送附先を記載したる謄本の所持人に之れを返還せない場合
(商法第
五百條)

此場合に作る拒絶証書を原本返還拒絶証書と謂ふのである。

第一九八 拒絶証書に記載の事項は絶対に證明力を有るすや

拒絶證書は公証人又は執達吏が作成するのであるから其内容の眞實であることの一應の推測は受けるが決して絶対の證明力は無い故に此記載事項が事實に反する場合例へは適法に手形の呈示がないにも拘はらず之れがあつた如く記載してある場合などは其手形の呈示通不適法である事實を證明して其拒絶證書の効力を否認することが出来るのである。

第一九九 拒絶證書作成の方式如何

拒絶證書は法律に定めたる一定の物に依て作成することを要し又一定の事項を記載せなければならぬ之れを示すと左の通りである。

- (一) 支拂拒絶證書は爲替手形又は附箋に依りて作成すること(商法第五百十五條ノ二)
 - (二) 其他の拒絶證書は爲替手形若くは其謄本の寫本又は附箋は依りて作成すること(商法第五百十五條ノ四)
- 何が故に右の如く支拂拒絶證書と其他の拒絶證書とを其作成すべき物に區別をしたか
と謂ふと支拂拒絶證書の場合には償還請求の結果前者から償還を得れば直に其手形も

拒絶證書も共に交附するのであるから別に手形原本以外に謄本の寫本に依る必要がないが其他の拒絶證書では手形原本と分離して之れのみ他人に交附する場合があるからである。

- (三) 爲替手形の數通の複本原本及び謄本を呈示したとき支拂拒絶證書を作る場合は一通の複本若くは原本又は附箋に依りて之れを爲すを以て足る事(商法第五百十五條ノ三)
尤も此場合には他の複本又は謄本に其旨を記載することを要するのである。
- (四) 爲替手形、複本、原本、又は爲替手形若しくは其謄本の寫本に依つて拒絶證書を作る場合には拒絶證書に記載すべき左記列擧の事項は其裏面に記載しある事項に接続して記載すること。

之れは拒絶證書作成後の裏書を明かに爲す爲めで畢竟被拒絶者が當時拒絶證書を作成せしむる資格があつたかどうか一見して知ることを得せしむるが爲めである。

尙附箋に依る場合は公証人又は執達吏は其接目に契印を爲すことを要するのである之れは其作成の正確なることを保証するのである(商法第五百十五條ノ五)

拒絶證書に記載すべき事項は左の通りである。

- (一) 拒絶者及び被拒絶者の氏名又は商號
 - (二) 拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者が其請求に應せざりしこと拒絶者に面會すること能はざりしこと又は營業住所若くは居所が知れざりしこと
 - (三) 前號の請求を爲し又は之れを爲す能はざりし地及び年月日
 - (四) 法定の場所外に於て拒絶證書を作るときは拒絶者が之れを承諾したること
 - (五) 参加引受又は参加支拂あるとき参加の種類及参加人并に被参加人の氏名又は商號
 - (六) 拒絶證書作成の場所及び年月日
- 右は商法第五十五條で拒絶證書の記載事項として居るが更に同條は其作成者である公證人又は執達吏に署名捺印することを命じて居る署名捺印と云ふのであるから記名捺印ではないかない必ず自署して印を捺さねばならぬ。
- 以上は拒絶證書の作成に關する方式であるが之れは概ね舊手形法と改正したるものである殊に舊手形法と著しい異なる点は從來は拒絶證書は別個の證書であつたが之れが前記のがり手形其謄本又は附箋に依りて作成することにあつた畢竟其他の方式も此差異から生ずるのである。(此說明爲舊手形の規定に依る)
(も約束手形小切手にも準用す)

**第二〇〇 數人に對して手形上の請求を爲す場合には
拒絶證書は數通を要するや**

數人に對して手形上の請求を爲す場合でも拒絶證書は一通で宜いのである。
故に例へば支拂拒絶の場合に拒絶證書を作らしめて或裏書人に對して償還を請求しても其裏書人が其證還をせなければ他の裏書人に對しては先の拒絶證書を利用して償還の請求が出来る其他何れの場合でも總て一通の拒絶證書を以て數人へ利用が出来るのである。(商法第五十六條)
(此說明爲舊手形の規定に依るも約束手形に準用す)

第二〇一 拒絶證書が滅失したるときは如何にすべきや

公證人又は執達吏は拒絶證書を作つたときは之れを依頼したものに渡すのであるが法定の事項を記載した其謄本を其役場に備へて置いて拒絶證書を滅失した利害關係人の請求に従つて其謄本を更に謄寫して交附することとなつて居る又其謄本は原本と同一の効力があるものとしてあるから拒絶證書を滅失した者は此謄本の交附を受ければそれで權利の保全手續

に支障が無いのである(商法第五百十七條二項)

而して執達吏又は公證人が其役場に備へて置く謄本には左の事項を記載するのである。

一手形金額

二振出人支拂人及び受取人の氏名又は商號

三振出の年月日

四満期日及支拂地

五支拂擔當者豫備支拂人又は参加引受人あるときは其氏名又は商號

尤も舊手法では拒絶證書を別個の書面に依て居つた爲めに拒絶證書の全文を帳簿に記載することを命じて居つたが現手法では拒絶證書を別個の證書に依らぬことゝしたから手形記載の事項を全部拒絶證書に記載する必要がなくなつたそれで亦其拒絶證書の謄本には手形に特に記載してある主要事項のみを記載することを命じたのである(此證明爲舊手法の規定に依るも約束手形小切手に準用す)

第三〇二

支拂拒絶證書の作成を委託されたる公證人

又は執達吏は手形金の支拂を受領する權限

ありや

支拂拒絶證書の作成は公證人又は執達吏に於て所持人が先に單獨で爲したる請求の結果を証明する爲めに作成するのではない現に自己が職權上爲したる請求の結果を拒絶證書に記載すべきものであるから此點に就て何等の規定はないが單獨に其支拂の請求を試むる場合には自ら其支拂を受領する權限があるを謂はねばならぬ蓋し其支拂請求を委託したる本人は此手形金受領の權限を作成者たる公證人又は執達吏に授與したるものと見るのが委託者本人の意思に適合するからである若し此場合に支拂受領の權限が無いとすれば單獨に支拂拒絶證書の作成を認めたる趣旨に反し委託者本人に意外の損害を與ふるの結果を來すのであるなせなれば公證人又は執達吏は現に不拂の事實を證明する爲めに拒絶證書を作成するものであるから手形債務者から手形金支拂の爲めに一定の金額を其面前に提供したとすれば到底支拂を拒絶したりとの事實を内容とする拒絶證書を作成するとは出來まい而も其金額

の受領が出来ないとするれば結局其儘で其事務を了るか又は委託者本人に此旨を通知する外はない所が此の通知を受けた委託者本人が其支拂を受領すべく手形債務者の許に到つた時が既に支拂拒絶證書作成期間を經過した後であつて而も其支拂を拒絶したりとするれば遂に有効なる支拂拒絶證書の作成を得ることが出来ない結果前者に對する償還請求権を失ふの不始末を來すからである。

之れは決して委託者本人の豫想する處であるまい又法律の豫想でもあるまい。

故に自ら支拂の請求を爲す権限のある公證人又は執達吏に辨濟受領の権限ありと云ふのは一般の觀念上から見て至當であるのみならず甚しき不都合を來す事實の上から見ても至當であると思ふ(此說明總ての手形に應用す)

第二〇三 支拂拒絶證書作成の免除は如何なる効果を

生ずるや

支拂拒絶證書作成の免除は左の効果を生ずるのである。

(一) 手形所持人は其免除者のみに對しては支拂拒絶証書を作成せなくとも償還の請求を爲し得ると(商法第四百八十九條第一項)

尤も此作成の免除は手形所持人をして之れを作成せなくとも償還請求が出来ると云ふ迄で所持人に於て作成して而も其費用を償還義務者に請求することも出来るのである

(商法第四百八十九條第二項)

(二) 手形所持人は作成免除者に對しては支拂拒絶證書作成期間内に支拂の爲め手形を呈示したるものと推定されること。

支拂拒絶證書作成の免除は支拂を求むる爲め支拂人に手形を呈示すること迄は免除する効力がないので從來此手形呈示の事實を手形所持人から證明する義務の有無に就て議論があつたが支拂拒絶證書作成を免除せられた者が此呈示の事實を證明しなければならむとすると折角拒絶證書の作成を免除せられた爲めに却て證明に就て困難を來す虞れがある之れでは免除を受けた手形所持人の爲めに苛酷であると云ふので改正手形法(商法第四百八十九條ノ二)で支拂拒絶證書の作成を免除したる者には其所持人は支拂拒絶証書作成期間内に支拂を求むる爲め爲替手形を呈示したるものと推定すと規定した之れで手

形を呈示したことの證明は一應手形所持人に無いことになつたのである故にこれを否認する者は其不呈示の事實を證明せなければならぬのである。

尤も支拂拒絶證書作成の免除に基いて之れを作成しないときは商法第四百八十七條の二の償還請求の通知は拒絶證書作成の日(之れは現に作成した日)又は其後二日以内とある此日の起算點がなくなるから通知も共に免除せられたのを見るのではないかとの疑ひが起るが此通知は必ず爲すべきものであつて此場合には少くも支拂拒絶證書作成期間の末日を標準として其後二日以内に通知すべきものであると解釋するが至當である又之れが通説と爲つて居る(此説明爲替手形の規定に依る)
(も約束手形小切手に應用す)

第二〇四 支拂拒絶證書作成期間の末日が休日なること

きは如何にすべきや

支拂拒絶證書作成期間の末日が休日であるときは其翌日に作成すれば宜いのである。此點は從來手形法に規定がない爲めに民法第四百四十二條の規定を適用して末日が休日であ

れば其翌日に作成して宜いのであると解釋する者もあつたが改正商法第四百八十七條で支拂拒絶證書の作成期間には休日を算入せないこととしたから其末日が休日であるときは無論のこと其前に休日がある場合もそれは期間の計算には入れないのである。

例へば大正元年九月二十一日が支拂満期日とすれば其後二日以内即ち九月二十三日迄が手形を呈示し又拒絶證書を作成すべき期間であるが其末日である九月二十三日が祭日で其前二十一日も日曜であるとするれば此二十二日二十三日の兩日は期間に算入しないで更に二日以内即ち二十四日廿五日の兩日間は有効に支拂を求め且つ支拂拒絶證書を作成し得るのである

(此説明爲替手形の規定に依る)
(も約束手形小切手に應用す)

爲替手形之部

第二〇五 爲替手形とは何ぞや

爲替手形とは甲者より乙者に宛て両者又は其指圖人若くは其手形所持人に一定の金額を支拂ふべきことを單純に委託する文句と其他法定の記載事項を必要とする證券を謂ふのである。

左に指圖式で振出される爲替手形の雛形を示そう。

印紙	爲替手形
一 金壹仟圓也	
右金額鈴木春五郎殿又ハ同人指圖人 へ此手形引替ニ御支拂可被成候也	
支拂地	大阪市
支拂期日	大正元年拾月拾日
	東京市麹町區三番町三番地
	大正元年九月拾日 山城喜平
	大阪市東區今橋三丁目二番地
	大和國藏殿

第二〇六 爲替手形には如何なる事項を記載することを要するや

を要するや

爲替手形には左の事項を記載して振出人が之れに署名することを要するのである。(商法第四百四十五條)

- (一) 爲替手形たることを示すべき文字
- (二) 一定の金額
- (三) 振出人の氏名又は商號
- (四) 受取人の氏名又は商號
- (五) 單純なる支拂の委託
- (六) 振出の年月日
- (七) 一定の満期日
- (八) 支拂地

第二〇七

爲替手形の成立に必要な記載事項にあらずして而も手形法上有効なる記載事項如何

爲替手形の要件以外の記載事項て手形法が特に其記載に効力を認めたるものは主として左の通りである。

- (一) 豫備支拂人
之れは振出人又は裏書人に於て記載し得るのである
- (二) 支拂擔當者
之れは振出人又は引受人に於て記載し得るのである
- (三) 支拂場所
之れは振出人又は引受人に於て記載し得るのである
- (四) 裏書禁止の旨
之れは振出人又は裏書人に於て記載し得るのである
- (五) 裏書より生ずる責任を負はざる旨(無擔保裏書)

- 之れは裏書人のみ記載し得るのである
- (六) 裏書に目的附記(取立委託の場合)
之れは裏書人のみ記載し得るのである
- (七) 支拂の呈示期間
之れは一覽拂の爲替手形振出人のみ記載し得るのである
- (八) 引受の呈示を爲すべき旨
之れは支拂擔當者の記載なき爲替手形の振出人のみ記載し得るのである
- (九) 引受の呈示期間
之れは一覽後定期拂爲替手形の振出人のみ記載し得るのである
- (一〇) 支拂拒絶證書作成免除の旨
之れは裏書人振出人に於て記載し得るのである
- (一一) 複本又は謄本たることを示すべき文字
イ) 複本は作成者ある振出人のみ記載し得るのである
ロ) 謄本は作成者たる所持人のみ記載し得るのである

(三) 複本に引受の爲め送附したる一通の送附先

之れは一通の複本を送附したる其他複本の所持人のみ記載し得るのである。

(三) 謄本に其原本の送附先

之れは原本を送附したる謄本所持人のみ記載し得るのである。

(四) 振出地

之れは振出人のみ記載し得るのである

第二〇八 爲替手形の支拂人とは如何

爲替手形の支拂人とは振出人から手形面記載の金額を第三者に支拂ふべき旨の委託を手形面て受けたる者を謂ふのである。

然し此支拂人は振出人から手形面に記載されたるのみで第三者に手形金の支拂義務を負ふものではない引受と謂ふ手形行爲をして始めて約束手形振出人と同様に其手形金支拂の義務を絶対に負ふのである(此説明小切手に準用す但し小切手には引受なるものを認めず)

第二〇九 單純なる支拂の委託とは如何

單純なる支拂の委託とは何等支拂に條件を附けないことを謂ふのである。

故に商品の到達したるときに又は商品賣却済の上に支拂を爲し呉れどか又は手形を拂支ふには受取人から何々の物品を受取り呉どか云ふ様な文句の記載は支拂の委託に條件が附くから單純なる支拂の委託とは謂はれなからず。

そこで單純なる支拂の委託として最も適當なる文句を求むれば爲替手形の本文に普通甲殿又は其指圖人へ御支拂相成度と記して居る此單に「支拂相成度」との文句である實に之れ以上の文句の附記は不必要であるのみならず時に不單純なる支拂の委託として手形を無効とする場合を生ずるのである(此説明小切手に準用す)

第二一〇 支拂人を多數記載したる爲替手形は無効なりや

爲替手形の支拂人は一人に限らぬ多數記載することを得るのである。

尤も其記載方が多數の者を總て支拂人とする意味の記載例へば甲及ひ乙宛であれば宜いが

若し其多數の者の内何れが不定の一人のみを支拂人とする意味の記載例へば甲又は乙宛である。其手形は支拂人が定まらない爲めに何れの支拂人の支拂拒絶を理由として前者に償還を請求すべきか不明であるので其手形は無効となるのである。

勿論有効に多數の支拂人を記載した場合でも本來爲替手形の支拂地は一ヶ所たることを要するので特に一定の支拂地を記載するか又は各支拂人の氏名又は商號に附記したる地が(營業所又は住所の所在地)同一であることを要するのである。左なくば支拂地が一定しない爲めに其手形も無効となるのである。然らば此多數の支拂人ある有効の手形を所持する者は如何なる手續を履まねばならぬかと云ふと此場合には支拂人全体に付て一々支拂を求め支拂拒絶證書には各支拂人が支拂を拒絶したる旨を記載せなければ前者に對する手形上の權利を失ふのである。

ある。(此説明小切手に準用す)

第二一一 虚無の支拂人を記載せる爲替手形は無効なりや

爲替手形の支拂人は實在の人であるとは法の理想ではあるが事實之れが虚無の人であつて

も之れが爲めに其手形は無効にはならぬ。

それは元來手形の有効無効は事實の有無に拘はらず其外觀形式の上から謂ふもので苟くも爲替手形に支拂人として或氏名又は商號が記載してあつて之れが手形面上支拂人の表示として認めることが出来れば其他法定事項の記載と相俟て手形としての効力を生ずるからである。従て之れに署名したる者は其記載文言に従て責任を負はねばならぬ。

尤も手形の有効無効を形式の上から定めるのは前意の手形所持人を保護して手形取引の圓滑を期する爲めであるから此記載の虚偽であることを知つて居る者(悪意者)に對しては虚偽の事實を主張して手形債務を免るゝ場合もあるであらうが之れは手形法を離れた事實問題に依つて決するので一概に論ずることは出来ないのである。(此説明小切手に準用す)

第二一二 支拂地の記載なき爲替手形は形式を缺くも

のこして無効なりや

支拂地は手形の所持人が手形金額の支拂を請求することの出来る地で且手形金の支拂はる

べき地である而して其地と云ふのは市町村の如き最少の獨立行政區劃を指して謂ふのである。

所が此支拂地の記載は約束手形では要件でなく却つて振出地の記載を要件として居るが

(商法第五百二
十五條七號) 爲替手形では之れに反して振出地は要件でなくて支拂地が要件となつて居る

(商法第四百四
十五條八號)

依て此支拂地の記載が缺けて居れば爲替手形は法定の要件を備へないものとして無効であるかの如く思はれるのであるが必ずしもそうでない「我改正手形法即ち商法第四百五十二條では「振出人が爲替手形に支拂地を記載せざりしときは支拂人の氏名又は商號に附記した地を以て支拂地とす」と規定し「又同條の二」で支拂人の氏名又は商號に附記した地は之れを營業所又は住所の所在地と看做す」と規定して縦し支拂地の記載があくとも支拂人の氏名又は商號に附記した地があれば此地を支拂地とし其爲替手形を有効とすることゝして居るのである。

故に爲替手形が支拂地の記載がない爲めに無効となる場合は唯其手形に支拂人の氏名又は商號の地が附記してない場合のみとなるのである。

尤も舊手形法でも爲替手形に支拂地の記載のない場合に之れを有効とする爲めに商法第四百五十二條で爲替手形に支拂地の記載なき時は支拂人の住所地を以て支拂地と看做すとの規定を設けて居つたのであるがそれを前記の如く其文句を改正したのである之れは支拂人の住所地は支拂人の氏名又は商號に附記せられるのが普通であるけれども時には其氏名又は商號に附記したる地は支拂人の住所地の記載であると判断することの出來ない疑ひが起る場合もあるから同條を支拂人の氏名又は商號に附記したる地を以て支拂地と爲すと改正し併せて同條の二を特に設けて支拂人の氏名又は商號に附記したる地は之れを營業所又は住所の所在地と看做すと規定して其疑いを避けしめたのである(此説明小切
手に準用す)

第二一三 爲替手形の振出人は自己を支拂人と爲すこ

とを得るや

爲替手形の支拂人は振出人から手形金の支拂を委託せられる者であるから理論から言へば振出人とは別の人であるのが當然であるが我手形法は實際の便宜上から振出人は自己を支

拂入と定むることを許して居る(商法第四百四十七條)之れは自己宛爲替手形と謂ふて商業上商人の本
店又は支店から支店又は本店に宛て振出す必要のある場合に至極便利を感ずるのである。
(此説明小切手に準用す)

第二一四 爲替手形の振出人は自己を受取人と爲すこ

こを得るや

爲替手形の振出人は受取人に對し支拂人をして手形金の支拂を爲さしむることを約するも
のであるから理論上からは振出人は受取人を兼ねることが出来ぬと謂へるのであるが我手
形法は振出人をして支拂人を兼ねしむることを許したと同様實際の便宜から亦受取人
を兼ねることを許して居る(商法第四百四十七條)之れは自己拂爲替手形と云ふて荷爲替取組に多く其
必要を感ずるのである(此説明小切手に準用す)

第二一五 爲替手形の振出人は自己を支拂人及受取人

こ爲すここを得るや

我手形法は(商法第四百四十七條)爲替手形の振出人は自己と受取人又は支拂人の何れか一人と爲し得
ることを認めて居るが振出人が自己を受取人とし尙支拂人とするこ即三人の資格を兼ね
た爲替手形の振出を許すこは直接の規定がない。

處で實際の便宜上から此三人格を兼ねた爲替手形を有効であると謂ふ者もあるが現行手形
法の解釋としては爲替手形の振出人をして支拂人と受取人との二人の資格を同時に兼ねし
むるこは不當である元來振出人をして支拂人又は受取人の何れか一人の資格を兼ねしめ
るこすら理論からは出来ぬのが當然であるのを實際の便宜から特に規定を設けて許し
たのであるから特に規定のない限りは之れを許すこを得ないのは明からであるもし此特
段の場合のみの規定があるにも拘はらず三人の資格を兼ねた爲替手形を認めて宜いならば
敢て其規定を設けた趣旨と又手形法に本編に規定なき事項は之れを手形に記載するも手形
上の効力を生ぜすとの規定の精神をも無視するので何れにしても解釋上は之れを許さない

のが至當であると思ふ従つて振出人は別の人でも支拂人と受取人とが同一人である爲替手形も實際の便宜は兎も角特に規定のない我手形法の上では無効と謂はねばならぬ。
(此説明小切手に準用す)

第二一六 爲替手形振出人の責任如何

爲替手形の振出人は約束手形の振出人の様に其手形上の主たる債務者として絶対に手形金の支拂を要求せられる者とは異なつて唯自己の指定したる支拂人に依て其手形の支拂ひが支障なく出来ることを擔保する爲めに受取人及び其後者に對し其前者として左の責任を負ふのであることは恰も裏書人が其後者に對する責任と同一である。

- (一) 支拂人が満期日後二日以内に其手形の支拂を爲さざるときは受取人又は其後者に對し手形金額利息及費用等の償還を爲すこと(商法第四百八十六條)
- (二) 満期日前に支拂人が支拂の引受を爲さざるときは受取人又は後者に對し手形金額及び費用の償還を確保する爲め相當の擔保を供すること
但し相當の金額を供託して擔保に代へることも得るのである(商法第四百七十七條)

(三) 引受を爲したる支拂人(引受人)が満期日前破産の宣告を受けたりるときは引受人の相當の擔保を供せず又豫備支拂が單純なる參加引受を爲さざるときは受取人又は其後者に對して手形金額及費用の償還を確保する爲め相當の擔保を供すること(商法第四百八十八條)

以上の責任は振出人が最終の償還義務者として絶対に負ふもので之れは手形面に其無責任なることを記載することに依て免るゝものではない此點は無擔保裏書に依て以上の責任を免るゝ裏書人と大に異なる點である(問答一二 一参照)尤も記名式手形の振出人は裏書を禁止する(禁轉振出)ことに依て受取人以後の者に對する如上手形上の責任を負はない。

尙ほ以上の責任は後者が法定の手續を履んで請求する場合に於てのみ生ずるのであることは注意すべきことである(此説明小切手に準用す)

第二一七 爲替手形讓渡裏書人の責任如何

爲替手形の讓渡裏書人は其後者に對して其手形振出人と同じ様に擔保設定及び償還の義務を負ふのである。

尤も裏書人の責任は振出人の責任と異なり特に裏書の際手形面に無責任なることを記載することによって(無擔保裏書)後者全員に對して其責任を免れ得ること及び特に裏書の際手形面に裏書を禁ずる旨を記載することによって(禁轉裏書)被裏書人以外の後者に對する責任を免れ得ること約束手形の裏書人と同一である(此說明小切手に準用す)

第二一八 爲替手形引受の呈示は何うや

爲替手形の支拂人は支拂人としては手形上何等の義務を負はないのであるから手形所持人は満期日になつて果して支拂人が支拂をして呉れるかどうかと謂ふことに付ては頗る不安心の地位にある従て自然其手形の流通に澁滞を來す結果を生ずるから手形所持人は豫め満期日前に支拂人が手形金額の支拂を承諾して手形上の債務者となつて呉れるかどうかを確め其不承諾の場合には後日不渡の場合に供する爲めに豫め相當の救濟方法を(擔保請求)講ずる必要を感じるのである。

仍て此必要を充たさせる爲めに手形所持人に何時でも爲替手形を支拂人に呈示して其支拂

の承諾を求むることを許して居る之れが即手形引受の爲めの呈示と謂ふのである(商法第四百六十五條)

第二一九 爲替手形の引受とは何うや

爲替手形の引受とは支拂人が振出人の委託文句に應じて手形金額の支拂を承諾する意思を手形面に表はすことを謂ふのである。

第二二〇 爲替手形引受の方式如何

爲替手形の引受けには左の二つの方式がある。

- (一) 支拂人が其旨を記載して之れに署名するもの(商法第四百六十八條第一項)
- 之れは完全引受を謂ふて普通左の書式に依るのである。

本手形金額支拂ノ義引受致シ候也

何年何月何日

住所

何之誰 印

尤も年月日と住所とは引受の成立に必要な記載事項ではない。

尙引受と謂ふ文字を用いないで承諾又は承知と記するとも又如何なる文字を用ふるとも引受の旨が示されば宜いのである。

(二)支拂人が單に署名のみ爲したるもの

之れは零式引受と謂ふて單に左の通りの書式によるのである

何 之 誰 印

第三二一 白紙引受とは何なりや

爲替手形の引受は普通手形としての形式を完備したものにするのであるが手形引受人としての責任は必しも此完備した手形を所持する者の請求に應じて爲す場合のみ生ずるのではない後日他人が手形としての要件を補充する所に従つて其引受人としての手形上の債務を負担する意思で引受人としての署名をした書面を交付すれば後日其書面が手形としての要

件を完備した上は其文言に従つて手形引受人としての責任を負ふのである即之れを白紙引受とは謂ふのである。

此白紙引受の有効なる理由白紙手形の有効理由と同一である此点(問答九七参照)

第三二二 爲替手形引受の呈示は之れを爲すに否かは

手形所持人の自由なりや

爲替手形引受の呈示は手形所持人に於て之れを爲すと否とは本來は自由であるのが(第四三、四四、四五條)左の場合に支拂人に引受を求むる爲め其手形を呈示して其事實を拒絶證書で證明せなければならぬ。

(一)一覽後定期拂の爲替手形を所持する場合

此手形は支拂満期日を支拂人が手形を一覽した日から起算するのであるから此引受の呈示をさして支拂人に一覽させねばならぬもし之を所持人の自由に任して置ば何時迄も手形の満期日は確定せない道理であるそれでは手形關係者を永く嚴格なる手形關係

の下に立たしめて動もすれば計らない損失を負はしむる場合もあるから法(商二第四百六十六條)は呈示すべき最長期間を一年と定めて其間に其呈示を爲すべきことを要求すると同時に最も利害關係の深い振出人をして法の定めたる期間よりも短い便宜其望む處の呈示期間を定めさせて居る。

(イ)此場合に手形所持人から呈示期間内に手形を呈示して其引受を求めたとき所持人が手形の引受を爲し且其引受の日附を手形面に記載してくれれば最早他に爲すべき手續は無い當然此日附から其満期日は起算されてゐる

(ロ)左れば支拂人が引受を爲しても其日附を手形面に記載しなければ其所持人は呈示期間内に公證人又は執達吏をして日附拒絶證書を作成させるのである。

そうすると此拒絶證書作成の日に呈示があつたものとなつて之れから満期日は起算されるのである(商法第四百六十七條第一項)

然るにもし所持人が此拒絶證書を作らしめなかつたなれば前者に對する手形上の權利を失ふのである(商法第四百六十七條第二項)

然らば引受人に對してはさうであるかと謂ふに引受人は引受に依て絶對の債務者と

爲つたものであるから此拒絶證書を作らしめなくとも其責任を免るゝことは出来ないと謂はねばならぬ所が此満期日の起算点は何に依て定むるか云ふ疑ひが起るの法は此場合には引受を求むるとの出来る最終の日即呈示期間の末日に引受の呈示があつたものとして引受人に對しては此時から満期日を起算して其權利を行はしめて居る(商法第四百六十七條第三項)

(ハ)勿論支拂人が全然引受けをせないときは縱し呈示の日附を記載するも其呈示期間内に公證人又は執達吏をして拒絶證書を作らしめるのである。

そうすると此拒絶證書作成の日に引受の爲めの呈示があつたものとして其日を満期日と起算点とするのである(商法第四百六十七條第一項)

然るに若し之れを作らなければ前者に對する手形上の權利を失ふのみならず支拂人は引受をせないものであるから結局手形所持人は何人に對しても手形上の權利を有せないこととなるのである。

(二)支拂擔當者の記載なき爲替手形を所持する場合

但し振出人が引受の爲めの呈示を爲すべきことを手形に記載して居る場合に限る。

之れは振出人が自ら支拂擔當者を記載することが出来ない場合に支拂人に引受の際豫め適當の支拂擔當者を記載せしむる機會を與へる爲めに特に振出人をして手形面に其呈示を爲すべきことの記載を許し此記載ある手形所持人をして之れに従はしむることとしたのである(商法第四百七十二條)

而して其手形は他地拂手形たる否との制限はないのである、尤も従前は他地拂手形のみ此呈示を爲すべき旨の記載を振出人に許して手形所持人を拘束したのであるが今日では支拂擔當者の記載を他地拂手形のみに限らず全地拂手形にも許すことに爲した結果振出人が引受の呈示を求むることの出来る爲替手形にも亦制限をせないので總ての手形に許すことに改正されたのである。

然し此改正規定(商法第四百七十二條)は字句の訂正はあつても依然として従前の如く他地拂の爲替手形に關するもので同地拂爲替手形では振出人をして引受呈示を爲すべきことの記載を許さぬ仮令記載があるとも其呈示を爲す必要がないと云ふ反對説もある之れは有力なる説ではあるが今日の通説に反するから暫く通説に従つて置く。

第三二三 爲替手形の單純なる引受とは何ぞや

爲替手形の單純なる引受とは支拂人が何等の條件を附け加へずに手形記載の儘で其手形面の支拂を手形面で承認することを謂ふのである。

第三二四 爲替手形に單純なる引受を爲したる支拂人の責任如何

支拂人が爲替手形の單純なる引受言ひ換へれば手形文言の通りに其支拂を承諾したる場合には支拂人は手形の引受人として其手形文言に従ひ絶対に手形金額支拂の義務を負ふのである(商法第四百七十條)

而して此義務は他の者の手形行爲が無効であらうとも苟も爲替手形としての形式を備へたものに署名さへすれば當然生するので亦所持人が前者(振出人)に對する權利の保全手續に欠点があつても満期日から參ヶ年(時効に權る迄)は其責任を免るゝことを得ないことは恰も約束手形の振出人と同一である。

尤も支拂擔當者の記載がある爲替手形の場合には其所持人が手形満期日後二日以内に支拂擔當者に支拂を求め同一期間内に公証人又は執達吏をして拒絶証書を作成せしめて其事實を證明せなければ引受人も其手形上の責任を免かるゝ場合がある之れは唯一の例外である。

(商法第四百九十條)

然し同所拂爲替手形の場合には支拂擔當者の記載があるも手形所持人は右の如く他所拂爲替手形と同じ手續を履まなくとも引受人に對しては手形上の權利を失はぬと云ふ説もある此説の理由は從來は他所拂手形のみを支拂擔當者の記載を許して居たのを同所拂手形にも許すことになつた結果從來の規定(等商法四
百九十條)を少しく改正した爲めに全所拂手形に就ても全し解釋を爲すに至つたのであるが規定全体から見ると支拂擔當者に呈示する義務は依然として舊規定の如く他所拂手形に限る趣旨であると解するのが至當であると云ふのである然し此点に付ては改正後未だ大審院の判例もないのであるから寧ろ支拂擔當者の記載ある同所拂手形も支拂擔當者に支拂を求め且つ其事實を拒絶證書で證明せなければ前者に對しても引受人に對しても手形上の權利を失ふ者と仮定して其手續を履むのが安全の策である

第三二五

爲替手形の支拂人が引受の際任意に附記する

べきことを得べき手形上の効力を生ずる事項如何

爲替手形の支拂人が引受の際任意に附記することを得べき事項で手形關係者を拘束するものは左の通りである。

(一) 支拂場所

支拂人は引受を爲すに當り假令振出人に依て支拂場所が記載してあるとも自ら其爲替手形に其支拂地に於ける支拂の場所を記載することを得るのである之れは支拂人の便宜を圖つたもので此記載があると振出人に依て記載された支拂場所は無効となるのである(商法第四百七十三條)

(二) 支拂擔當者

之れは振出人が支拂擔當者を記載して居らぬとき支拂の便宜上支拂人が引受の際之れを記載し得るのである(商法第四百七
十二條第一項)

此記載ある場合には手形所持人は満期日又は其後二日以内に支拂擔當者に手形を呈示し

て支拂を求むることを要するのであるもし之れを怠ると前者は勿論引受人に對しても手形上の權利を失ふのである(商法第四百九十條)

(三) 手形金額一部の引受

之れは本來の性質は不單純なる引受であるけれども特に手形法(商法第四百六十九條)で手形金額の一部の引受を爲すことを許して居る之れは成るべく手形債務を消滅せしめんと趣旨に出てるものである而して此記載があれば手形所持人は此一部の引受に拘束されて其殘額に付てのみ引受の拒絶があるものとしての手續を爲すべき効力を生ずるのである。

第二二六 爲替手形の單純ならざる引受とは如何

爲替手形の不單純引受とは呈示せられた手形に對して支拂人が其手形文言に一致せない引受を爲すことである。

而して此不單純引受は我商法では引受を拒絶したものと看做されて居るから手形所持人は

引受拒絶証書を作りて前者に相當の擔保を請求することが出来るのであるのみならず前者に對する償還請求の手續は其不單純の引受文言に拘はらず必ず手形本來の文言に従て行はねばならぬのである(商法第四百六十九條二項全第四百七十四條)

尤も左の場合には本質は不單純であるが例外として其記載を引受人に許し之れを總ての手形關係者に對抗することを許して居る(商法第四百六十九條)

(一) 手形金額一部の引受

勿論其殘額に付ては引受の拒絶となるのである

(二) 支拂擔當者

(三) 支拂場所

右の記載事項を除く外例へば左の場合は總て不單純の引受と爲るのである

(一) 支拂地を變更して引受ること

(二) 支拂期日を變更して引受ること

(三) 支拂其ものに條件を附すること

(四) 裏書を禁止して引受くる事

尤も不單純なる引受も手形所持人に利益の場合あるから(例へば支拂日を變更し又は支拂期日を變更したる場合)之れを全然無効とせず其手形文言に従つて手形上の責任を負ふものとしてある(商法第四百六十九條但書)

第二二七 爲替手形に不單純引受を爲したる支拂人の責任如何

不單純引受言ひ換へれば手形文言に一致せない引受は引受の單純と看做することは商法第四百六十九條の本文に規定してあるが之れは手形所持人をして前者に對し擔保の請求を爲さしむるが爲めに定められたものであつて其引受文言は絶対に無効ではない現に同條の但書に規定してある通り支拂人は自己が爲したる引受の文言に従つて責任を負擔するのである從て手形所持人は前者に對する權利の保全手續は總て手形固有の文言に基いてせなければならぬが引受人に對しては前者に對する權利の保全手續如何に拘はらず其引受文言に依る手形上の權利を行ふことが出来るのである。(商法第四百六十九條)

第二二八 一覽拂爲替手形の所持人は支拂人に對し其引受を求むることを得るや

一覽拂爲替手形の所持人は一覽後定期拂爲替手形の所持人の引受を求むる義務は無いが(問答二)亦之れを否認する特別の規定も無いから商法第四百六十五條の規定に則り其支拂人に呈示して之れが其引受を求むることを得るものと解せなければならぬ。

或は之に反對して一覽拂の手形は其手形を呈示した日が満期日となるから其呈示の時直ちに支拂の請求が出来るので別に引受を求むる必要が無い又其餘地が無いと謂ふ者もあるが自分は一覽の日が手形満期日となると謂ふのは支拂の爲めに呈示した日を謂ふのであつて引受の爲に呈示した日を意味せぬものと解するから引受を求むる餘地が無いとの反對説に服することは出来ない。

又反對説は引受を求むる必要がないと云ふけれども此手形の所持人が現在自ら手形金の支拂を望まないで其手形の流通を確實にする爲めに其手形上の主たる債務者を確定することを欲する場合のあることは敢て普通の手形と異はないのであるから其引受を求むる必要が

なすとの反對説にも服せられん。要するに法律には此手形の呈示は必ず支拂を求むる爲めにのみ爲すべきことを要すとは規定して無いから一般の原則(商法第四百六十五條)に従つて其呈示期間内は何時でも手形を呈示して先づ其主たる債務者を確定する爲めの引受を求むることが出来ると思ふ。と解するのが至當であると思ふ。

第三二九 爲替手形の支拂人が引受を拒絶したるとき

は如何すべきや

爲替手形の支拂人が引受を拒絶したるときは支拂人全然手形は上の責任を負はないのであるから手形所持人が其手形に絶対の支拂義務者を得る望みは殆んど絶へた譯である斯うなると後日支拂期日に支拂人が支拂を爲し呉れるや否や頗る不安の度を増すのである。そこで手形取引を爲す者に安心を與へ其手形の流通を容易にする爲めに引受の拒絶を受けぬ手形所持人をして其前者に對し萬一手形不渡の場合に請求することのあるべき手形金額

及び費用の支拂に付き相當の擔保を請求することを得せしめて居る(商法第四百七十四條)

第三三〇 爲爲手形の支拂人を豫備支拂人に指定する

ことを得るや

爲爲手形の支拂人を豫備支拂人とすることは一見許されない様であるが支拂人は支拂人として手形上の債務者でないから之を豫備支拂人とすることは理論上妨げがないのみならず又特に之を禁する旨の規定もなく却て實際上は支拂人として指圖せられた者の爲めに利益であるから許して宜し。

而して其利益と云ふのは支拂人は其資格に於ては手形所持人に對して支拂の義務がないのであるが一度支拂人の資格で支拂をすれば手形本來の目的が達せられた譯で茲に手形關係は全然消滅して残る所のものは支拂人が單に委託者である振出人との間の資金關係から時に其支拂の償却を求むるとのみである然るに豫備支拂人としての資格で支拂をすれば手形關係は未だ消滅せないので被參加人(自己を指した者)及び其前者全員に對する手形上の權利(償還請求權)

を取得することが出来ることである(商法五百條十三條)

第三三一 爲替手形の所持人又は裏書人が前者に對する償還請求の條件如何

爲替手形の所持人又は裏書人が前者に對する償還請求の條件は約束手形の所持人又は裏書人が前者に對する場合と殆んど同一で既に其説明に依て此点も明かであるから左に概要を掲げて其他は右の説明で補ふこととする。(問答一六二參照)

第一 所持人が前者(裏書人)に對する場合

(イ) 支拂人又は引受人が支拂を爲さざること

尤も此事實を認めるには満期日後二日内(休日^{を算入せず})に手形を支拂地で支拂人又は引受人に呈示して支拂を求めたことを要するのである

但其手形に支拂擔當者の記載があれば此者に對して右の如く支拂を求めたことを要するのである

(ロ) 公證人又は執達吏をして支拂拒絶證書を作らしむること

之れは右手形呈示期間内に作成せなければならぬ尤も其作成の免除者に對しては之れを作成せなくとも償還請求権は失はない

(ハ) 直接に前者に對して償還請求の通知を發すること

此通知は支拂拒絶證書作成後二日内に發するのである

(ニ) 豫備支拂人又は參加引受人あるときは満期日後二日内に此者へ手形を呈示し參加支拂を求め其不拂の事實は支拂拒絶證書に記載せしむること(此記載者は公證人又は執達吏)

以上は手形所持人が前者に對して償還請求を爲すに必要な條件である

第二 裏書人が前者(振出人)に對する場合

(イ) 後者から償還請求の通知を受けたる日又は其後二日内に其直接の前者に通知を發すること

(ロ) 適法に後者へ對して償還を爲したること

以上は裏書人が前者に對して償還請求を爲すに必要な條件である

尤も従前は直接の前者たるを否とを問はず前者に對して償還請求の通知を發せないと

きは全然償還請求権を失つて居つたが之れは改正手形法では其通知を直接の前者に發すべきことを命ずると同時に之れを怠るときは單に其不通知に因り前者が受けた損害を賠償すること、利息費用の償還をのみ請求することが出来ないことに改正された。

(商法第四百八十七條乃至第四百九十條參照)

第二三三 參加引受人又は豫備支拂人の記載ある爲替

手形所持人が手形不渡の際爲すべき特別の手續如何

普通に爲替手形の所持人は支拂人に満期日其後二日以内に手形を呈示して其支拂を求め不渡の時は同一期間内に公證人又は執達吏をして支拂拒絶證書を作成せしめ其後二日以内に直接の前者に對して償還通知を發して置きさへすれば之れで自己が前者に對する権利は保全せられるのであるが若し豫備支拂人又は參加引受人ある爲替手形の所持人であると特に左の手續を要するのである。

- (一) 豫備支拂人と參加引受人とある場合は支拂人に對する支拂拒絶證書作成後同一期間内に先づ參加引受人に手形を呈示して支拂を求むること而して其支拂拒絶の時は同一期間内に豫備支拂人に手形を呈示して其支拂を求むることの要するのである。
 - (二) 豫備支拂人又は參加引受人の何れか一人なるときは其者に對して右の手續を爲すことを要するのである。
 - (三) 何れの場合でも支拂をせないときは其旨を公証人又は執達吏をして先に作成したる支拂拒絶證書に記載せしむることを要するものである
- 以上の手續は特に參加引受人又は豫備支拂人の記載ある爲替手形所持人の爲すべき手續で之を怠ると豫備支拂人を指定したる者又は被參加人及び其後者に對する手形上の権利を失ふのである(商法第五百八條第三項)

第二三三 爲替手形の所持人が前者に對し手形金額及

び費用に付き相當の擔保を請求し得る場合
如何

爲替手形の所持人が前者(裏書人及
び振出人)に對して擔保を請求し得る場合は左の通りである

(一) 支拂人が引受を拒絶したるとき

尤も一部引受を爲したるときは其殘額に就てのみ擔保を請求し得るのである。

(商法第
四百六

九條第四
百七十四條

(二) 引受人(支拂人が引受を爲
したる後の名稱)が破産の宣告を受けたるとき

但し引受人が擔保を供せず又豫備支拂人の記載があるときは其者に引受を求めたるも
之れを拒絶したる場合である。(商法第四
百八十條)

固より以上何れの場合でも前者に擔保を請求するには公證人又は執達吏をして拒絶證
書を作成せしめなければならぬ。(商法第四百七十五
條全第四百八十條)

第三三四 爲替手形支拂人の引受拒絶の場合に於ける

其手形所持人が前者に對する擔保請求の條
件如何

支拂人が引受拒絶の場合に於ける其手形の所持人が前者に對し擔保請求を爲す迄に必要な
手續は左の通りである。

(一) 公證人又は執達吏をして支拂人の引受拒絶に對する拒絶證書を作成せしむること。

(二) 豫備支拂人の記載あるときは右拒絶證書作成後豫備支拂人に參加引受人を求むること
而して引受を得たときは擔保の請求は出來なくなるのである。

(三) 豫備支拂人が引受を爲さざるときは其旨を公證人又は執達吏をして拒絶證書に附記せし
むること

以上の手續を履んで始めて前者に對する擔保の請求が出来るのである。

尤も從來は擔保を請求せんと欲する前者に遲滞なく其擔保請求の通知を發することを担
保請求の要件として居つたが之れは改正手形法では不必要として削除されたのである

〔商法第四百七十四條全第
四百七十五條全第五百條〕

第二三五

爲替手形引受人の破産宣告を受けたる場合

に於ける其手形所持人が前者に對する擔保

請求の條件如何

引受人が破産宣告を受けたる場合に其手形所持人が前者に對し擔保請求を爲す迄に必要な手續は左の通りである。

- (一) 公證人又は執達吏をして引受人が擔保拒絶に對する拒絶證書を作成せしむること
- (二) 豫備支拂人の記載あるときは右拒絶證書作成後豫備支拂人に參加引受を求むること
而して豫備支拂人が參加引受を爲したる時は擔保の請求は出來なくなる
- (三) 豫備支拂人が參加引受を爲さざるときは公証人又は執達吏をして其旨を引受拒絶証書に附記せしむること

以上の手續を履んで始めて前者に對する擔保請求が出來るのである尤も從來は擔保を供せ

しめんと欲する者に遲滞なく其請求の通知を發することを擔保請求の要件として居つたが之れは改正手形法では不必要として削除せられたのである(商法第四百七十四條全第
四百七十五條全第四百八十條)

第二三六

爲替手形の引受拒絶又は引受人の破産宣告

を原因として手形關係者が供したる擔保は

如何なる場合に其効力を失ふや

之等擔保の設定は元來支拂人又は引受人に依つて其支拂が拒絶された場合に於ける手形所持人の償還請求權を保全する爲めであるから其保全の必要なしと認むべき事實があれば之れを消滅さして宜い。そこで手形法は左の如く定めてある。

(甲) 支拂人が引受拒絶の場合に供したる擔保又は供託(商法第四百
七十九條)

- (一) 後日に至り爲替手形の單純なる引受ありたる時
- (二) 手形金額及び費用の支拂ありたる時
- (三) 擔保を供し若しくは供託を爲したる者又は其前者が償還を爲したる時

- (四) 手形上の権利が時効又は手續の欠缺に因り消滅したるとき
- (五) 擔保を供し又は供託を爲したる者が満期日より一年内に償還の請求を受けざりし時
- 以上列擧の場合に因て擔保は其効力を失ひ供託は取戻し得るのである。
- (乙) 引受人が破産の宣告を受たる場合に供したる擔保又は供託(商法第四百八十一條)
- (一) 豫備支拂人が後日に至り單純なる支拂を爲したるとき
- (二) 引受人が後日に至り相當の擔保を供したるとき
- (三) 其他前項の二乃至五の場合
- 以上列擧の場合に擔保は其効力を失ひ供託は取戻し得るのである

第三三七 爲替手形の參加引受とは何ぞや

爲替手形の參加引受とは人支拂が單純なる引受をせない場合又は引受人が破産の宣告を受けて相當の擔保を供せない場合に或る擔保義務者の爲めに引受人以外の者が其支拂の單純引受謂ひ換へれば満期日に於ける手形不渡(支拂を爲さるゝること)を條件として其手形支拂の義務を負

擔する旨の意思表示を手形面に爲すことである。

第三三八 爲替手形參加引受の方式如何

爲替手形の參加引受も手形行爲であるから手形面に署名を要することは勿論であるが商法第五百〇三條は左の如く規定して居る。

「參加引受は爲替手形に其旨を記載し參加引受人署名するに依りて之れを爲す。

參加引受人が爲替手形に被參加人を定めざりしときは其引受は振出人の爲めに之れを爲したるものと看做す」

之に依て觀るときは參加引受は必ず爲替手形に爲すべきで謄本又は補箋にする參加引受は無効である又必ず參加引受の旨を示して爲すべきもので普通の引受の如く單に署名式に署名のみで爲すことは無効である。

而して被參加人を示すことは參加引受の必要なる方式ではないが之を示さないとき自己の豫期せない振出人の爲めに參加引受をしたものと認めらるゝから之れを示すことを得策とするのである。

参加引受は普通左の書式に依るのである。

右金額支拂ノ儀何某ノ爲メ参加引受仕候也

何之誰 印

第三三九 爲替手形参加引受人の責任如何

爲替手形の参加引受人は支拂人又は引受人が満期日に至り手形金額の支拂を拒絶したる場合に於てのみ被参加人の後者に其支拂はれない手形金額及び費用を絶対に支拂ふ義務を負ふのである言ひ替へれば被参加人の後者に對しては被参加人の償還義務の有無に拘らず獨立して手形不渡を條件とする一種の支拂義務を負担するものである尤も此責任も手形所持人が支拂拒絶證書の作成期間内(満期日其後二日内)に先づ支拂人又は引受人へ支拂を求め公證人又は執達吏をして支拂拒絶證書を作成せしめ尙同一期間内に手形を呈示して其支拂を求めた場合に始めて履行すべきものであるもし所持人が此手續を怠つたならば参加引受人は其義務

を免れるのである(商法第五百五條但書)

第二四〇 爲替手形に参加引受ありたるときは如何なる効果を生ずるや

爲替手形に参加引受があつた時は左の効果を生ずるのである。

- (一) 参加引受人は支拂人又は引受人が満期日に手形金額の支拂を爲さない場合に其被参加人の後者に對し手形金額及び費用を支拂ふ義務を負ふのである。
- (二) 参加引受があると手形所持人其他被参加人の後者は其前者に對する擔保請求の權利を失ふ(商法第五百六條)

例へば甲乙丙丁の裏書人ある手形を有する者が戊とする場合に乙の爲めに或る者が参加引受を爲したとすれば戊を始め丙丁も共に乙に對しては勿論甲に對しても擔保請求權を失ふのである而して被参加人の後者が擔保請求權を失ふのみで被参加人乙及び乙に擔保を供したる其前者甲は振出人に對して擔保請求權を失はないのである。

(三) 參加引受があつたときは手形所持人は支拂人の支拂拒絶の場合に満期日其後二日以内に
(休日不算) 支拂拒絶證書を作成し同一期間内に參加引受人に參加支拂を求むる爲めに手
(入せず) 形呈示の義務を生ずるのである。(商法第五百〇八條第一項)

而して此參加引受人の不拂の場合は先の支拂拒絶證書に公證人又は執達吏をして其旨
を附記せしめなければ被參加人及び其後者に對して手形上の權利を失ふのである。

(商法第五〇八條
第二項第三項)

(四) 參加引受があつたときは所持人は先の引受拒絶證書に公證人又は執達吏をして參加引
受のありたることを記載せしめ且其作成費用と引替に之を參加引受人に交付するの義
務がある。(商法第五
百四條)

而して之を受取りた參加引受人は遅滞なく之れを被參加人に送附することを要するの
である之れは被參加人が其前者に對し擔保を請求する爲めに必要があるからである。

(商法第五
百七條)

(五) 被參加人は其前者に對して擔保を請求することを得るのである即參加引受で擔保の提
供を免るゝのは被參加人及び其後者であつて被參加人の前者は依然として擔保義務と

負ふことは先に述べた通であるが被參加人は後日參加支拂人より償還を請求せらるゝ
場合に備ふる爲め其前者に豫め擔保を求むるの必要を感ずることがある此場合には前
に參加引受人から送付して來た引受拒絶證書を利用して擔保を請求するのである。

(商法第五
百〇七條)

第二四一 何人の參加引受も之れを拒むことを得ざるや

爲替手形に參加引受を爲す者を左の如く區別して答へる

(一) 豫備支拂人が參加引受を爲さんとするとき

此場合は其參加引受を拒むことを得ない寧ろ之れを進んで求むるのが義務である。

(商法第五百條
全第五百一條)

然し豫備支拂人が數人あるときは所持人は其數人中最も信用厚き者一人を選んで參加
引受を爲さしめ他の者の參加引受を拒むことを得るのである。(商法第五
百〇二條)

(二) 豫備支拂人以外の者が參加引受を爲さんとするとき

此場合手形所持人は其者の参加引受が何等の利益がないと思ふなれば之れを自由に拒むことを得るのである。

又數人の申出がある時でも其中一人を撰擇して引受を爲さしむると又全部之を否認するとは所持人の自由である(商法第五百一一條
全 第五百二條)

蓋し豫備支拂人以外の者の参加引受を拒むことを許したのは所持人の豫期せない無資力不信用の者が参加引受をしても之を甘んぜねばならぬことゝあつて前者に對する擔保請求權は之れが爲めに消滅し後日完全に手形金の償還を受くることの出來ない危険に陥るからである。

(三) 豫備支拂人と其他の者と競合したるとき

之れは勿論豫備支拂人の引受を受けて普通の者の引受を拒むべきものであることは以前の説明で明らかである。

假令豫備支拂人は無資力者であつて其他の者が富裕であらうとも之れは手形所持人が既に豫備支拂人の記載があることに依つて後日此者の参加引受を拒むことが出來ないことを豫期する結果で已むを得ないことである。

第二四二 爲替手形一部の参加引受は之れを拒むことを得るや

爲替手形一部の引受は認めてあるが一部の参加引受は之れを認めない或は之れを認むる説もあるが一部の参加支拂を認めないと同一理由で之れを認むることが出來ないのである。

(問答一九
二参照)

第二四三 豫備支拂人又は参加引受人以外の参加支拂人が被参加人を示さざる時は何人の爲めの参加支拂を認むるや

参加支拂人が参加支拂を爲すには何人の爲めにするか普通其人を指定するのであるが此指定がない爲めに其参加支拂を無効とすることは参加支拂人の本意であるまいそこで商法第五百十一條に豫備支拂人又は参加引受人に非ざる参加支拂人が被参加人を示さざる時は

其支拂は支拂人の爲めに之れを爲したるものと看做す」と規定して居る之れは最も多數の手形債務者をして其債務を免れしむるの趣旨に出たのである。

第二四四 爲替手形の支拂人は参加引受を爲すことを得るや

爲替手形の支拂人も参加引受を爲し得るのである、尤も此点に就ての規定はないが支拂人は支拂人としては手形關係に立たない者であるから理論上参加引受を爲すことが出来ること謂ひ得らるゝのみならず亦實際上支拂人は支拂人としては手形金を支拂ふても單に振出人に對して償還請求を爲し得るのみであるが参加支拂人としては振出人のみならず裏書人に對しても償還請求の權利を有するの利益があるから特に支拂人の参加引受を禁ずる規定がない限りは之れを爲し得ると謂ふて宜し。

第二四五 偽造の爲替手形に對して支拂を爲したる場合

合には其損失は何人の負擔に歸するや

偽造の爲替手形に對して支拂を爲したる場合に其損失が何人の負擔に歸するやに就ては手形法に何等の規定がないから結局手形法を離れた一般の法規に依て定まるのである。

從て其偽造手形に振出人として表示せられた者に他人をして偽造手形を振出すに至らしめた過失があれば支拂人は之に對して損害賠償を請求することが出来るから(民法第七百〇九條)其損失は振出人の負擔に飯するけれども若し振出人に其過失がなければ支拂人に過失があると否とを問はず其支拂は支拂人の損失に飯するのである。

尤も振出人として表示された者に過失のあることは支拂人から証明すべきものである所が此証明は實際上頗る困難であつて其過失の証明が出来ない結果其支拂は支拂人の損失に飯することが普通である。

然し此問題に對して民法第四百七十條に指圖債權の債務者は其證書の所持人及び其署名捺印の眞偽を調査する權利を有するも義務を負ふことなし但債務者に惡意又は重大なる過失ある時は其辨濟は無効とす」とある此規定を適用して此支拂人の支拂は支拂人に惡意又は重大なる過失のある場合にのみ無効となるのであるから寧ろ振出人から支拂人に此欠点あることを證明せない限りは其支拂は有効であつて振出人の計算に歸することが出来るので

あると云ふ者もあるが之れは誤りである。

元來同條は其証書自体の眞偽に關する調査義務言ひ換れば其証書が偽造であるか眞正のものであるかの調査義務を規定したのでなくて單に其証書の所持人の眞偽及其署名捺印の眞偽を調査する義務を免れしめて偶々其支拂ひが眞の所持人以外の無權利者に對して爲したる場合ひでも善意にして而も重大なる過失がなければ其支拂を正當權利者に對抗することが出来ることを規定したに過ぎないで結局其支拂ひが何れの計算に歸するかは同條に於て解決し得るものではない之れは唯だ支拂人と其支拂を委託したりとする振出人との兩者の關係で定むべき別個の問題である從て振出人の署名に偽造があつて振出人に支拂委託の意思のなき場合には仮令其支拂に過失がなくとも本來の署名者としての責任が無い振出人である同人に其支拂を飯することは出来ないと思ふのは理論上法律上何れの方面から見ても至當であると思ふ。

故に先に述べたる通り振出人として表示されたる者に過失がある場合の外は其損失は支拂人に於て負擔せなければならぬのである。

尤も此説明は變造手形に對する支拂の場合にも其變造に因り増加したる部分の金額に付應

用し得るのである(變造前の金額に付ては振出人に於て負擔すべきことは勿論である)(此説明小切手に準用す)

第二四六 荷爲替とは何なりや

荷爲替とは貨物引替証券又は荷船証券の如き貨物証券を擔保として爲替手形を振出すことを謂ふのである。

之を少し詳しく謂へば通例商品の賣主が其買主を支拂人とし銀行を受取人とする爲替手形を振出し其手形の支拂を擔保する爲め賣主が其商品の運送業者から受け取れた貨物証券(貨物引替証券)を右銀行に交付し其爲替手形の對價を得て資金の融通を企むのである。尤も荷爲替には貨物証券の外に往々物品保險証券を附することもあるが之れは荷爲替取結に必要なものではないのである。

從て荷爲替に於ける爲替手形は純然たる爲替手形であつて別に荷爲替手形として特別なるものがあるのではない其形式に於ても効力に於ても毫末の差異がない結局荷爲替手形は擔保附の爲替手形に外ならぬのである。

第二四七 爲替手形の複本は何ぞや

爲替手形は一通で振出すのが普通であるが時に同一の内容で數通振出すことがある此場合の各通は即ち爲替手形の複本で俗に之を組手形と謂ふのである。

之れは一個の爲替手形に付て發行せられたのであるから各通を合せて始めて一個の手形上の權利と義務とが発生するに過ぎないのである然し其各通は各獨立して手形としての働きを爲し得るので其一通にした引受又は支拂は當然他の各通にも効力を及ぼし其間主と従との區別はないのである此点は大に謄本と異なるのである(問答二五) (五參照)

第二四八 爲替手形の複本は如何なる効用ありや

爲替手形の複本は主として左の効用がある爲めに認められたのである。

(一) 手形の喪失より生ずる被害を避くること

即ち遠隔の地に手形を送金の爲め又は引受を求むる爲めの必要上之れを送附する場合に相次て各通の複本を送附すれば一通が途中で喪失しても尙他の一通で權利を行ふ

ことが出来るのである之れが抑も複本の主なる効用である。

(二) 手形の流通に便利なること

即ち爲替手形は引受の爲めに多く遠隔の地に送附する場合がある此場合に唯一通であれば其返還を受る間は其手形を流通することは出来ないが複本があれば其一通を引受けの爲めに送附しても其他の一通で流通することが出来る便利がある之れは複本の從たる効用である。

以上の如く複本には効用があるが亦一面弊害も認められないでは無い即ち複本の所持人が各通を各別の人に流通するときは一通の手形に付き數人の手形所持人を生ずる危険があるのである然し此弊害は未だ複本の制度に依て得る利益を失はしめないとの理由から各國は概ね此複本の制度を認めて居るのである。

而して爲替手形に限り複本を認め約束手形と小切手とは之を認めないのは約束手形は送金の爲めに利用せらるゝことは極めて尠ない従て遠隔の地に送附することも尠いから途中紛失の危険を避くる方法を講ずる必要もない又引受なるものもないから引受送附後之間に於ける裏書讓渡の便法を講ずる必要もないのである又小切手は送金の爲めに送附せ

らるゝ場合もあるが多く内地間に用ひらるゝので途中の危険を想像して此便法を講ずる必要は尠なく又小切手は單に支拂證券で爲替手形の様にも永く流通するものでなく況して引受なるものがないから裏書讓渡の便法を講ずる必要もないのである。

第二四九 爲替手形の複本は如何なる手續に依て作成

せらるゝや

複本は爲替手形振出の際から振出人が複本として發行することがある又手形所持人の請求に因つて始めて振出人が之を交附する場合もあるが手形振出の際振出人が複本として發行する場合は振出人が便宜上振出すので別に手續も要らないのであるが爲替手形振出後其所持人の請求に因て振出す場合に左の二つの手續を要するのである。

- (一) 爲替手形の所持人が受取人であれば直ちに振出人に請求し得るは勿論であるが其他の所持人は順次に其直接の前者を経由して其交附を振出人に請求するのである。
- (二) 右手續に依て請求を受けたる振出人が之れを作成したるときは之れを受取人に交附し受取人は自己が爲したる最初の裏書に於ける被裏書人に之れを裏書して交附し順次各

最初の裏書人をして各通に其裏書を爲さしめて結局其請求者たる手形所持人に交附するのである(商法第五百十八條)

以上の手續は手形所持人から請求があれば必ず履行すべきもので之れに違反した振出又は裏書人は損害賠償の責めに任しなければならぬ。

第二五〇 爲替手形複本の形式如何

爲替手形の複本には複本たることを示すことを要するのである。

若し此複本たることを示さなければ其複本は各通獨立の爲替手形として効力を有するに至るのである(商法第五百十九條)

尤も其文句には制限がないから「複本」と記するも「此手形は數通發行す」と記載するも又一號二號と番號で示すとも自由である。

勿論複本の各通は互に其内容の一致する様に記載することを要するのである。

之れは規定がある譯ではないが一個の爲替手形に代用せしむる爲に作成する複本の性質上

當然のことである。従つて若し其内容が異なつて居れば別個の爲替手形に署名したものととして各其文言に従つて其責任を負はねばならぬ結果を來すのである。

第二五一

爲替手形複本の各通を二人以上に各別に裏

書譲渡を爲したる其裏書人の責任如何

爲替手形の複本は其數通が合併して一個の手形上の債權債務を組成するもので其一通に準する支拂は當然他の複本の効力を失はしむるのが原則であるから此裏書譲渡は同一人に對して同一の裏書を爲すのが相當である。然るに之を各別の者に裏書をしたならば各其複本の所持人は此裏書に信頼して輾轉流通するに至るので一般の原則に従つて一通の複本に依て支拂を得れば總て他の複本が其効用を失ふものとすれば此裏書を信頼した者は不測の損害を蒙るのである。

故に我手形法は此不都合を避くる爲めに二人以上に各別に數通の爲替手形の裏書を爲した者は支拂の時に返還を受けあかつた各通に付きて手形上の責任を免るゝことを得ないとし

て此裏書人と善意の手形所持人との關係では其各通が獨立の手形としての作用を爲すであることを認めて居る(商法第五百二) (十條第二項)

第二五一

爲替手形の複本の各通に引受を爲したる者

の責任如何

爲替手形の複本は各通が合体して一個の手形上の債權債務を形成するに過ぎないから其一通に付て支拂があれば總ての複本をして其効力を消滅せしめて其返還を受けることを得るのは複本の性質上當然である(商法第五百二) (十條第一項)

然し之れは其複本の一通にのみ引受を爲したる場合の説明であつて、もしも其他の複本に引受をしたときは幸ひ夫れが同一人の手裡にある時は一通の支拂ひに依て其他の複本返還を求むることが出来るであらうが之れが各別の人の手に渡りて居れば一通に付て支拂をしても尙其引受のしてある一通の複本所持人に對しては手形上の責任を免るゝことを得ないのである(商法第五百二) (十條第二項)

之れは爲替手形の引受は複本の一通にすれば足り又之れと引替にのみ支拂をするのが原則であるから數通の複本に引受をして之れが各別の人の手へ裏書讓渡されたとすれば何人も其引受のある複本を信賴して取引を爲すのであるそこで支拂の際返還を受けない引受ある各通に付ては手形上の責任を免るゝことを得ないこととして善意の複本所持人を保護して居るのである。

第二五三 爲替手形複本所持人の權利義務如何

爲替手形複本の所持人には左の權利と義務とがある。

(一) 其一通を以て支拂人に引受を求むる爲めに送附し他の一通を以て裏書讓渡を爲し得ること

尤も此場合に於ては引受の爲めに送附したる以外の各通に其送附先を記載することを要するのである(商法第五百二
十條第一項)

(二) 送附先の記載ある複本の所持人は引受を求むる爲めに送附したる複本を受取りたる者

に對して其返還を請求すること。

(三) 若し送附したる複本の返還を得ないときは他の一通又は數通の複本を以て引受又は支拂を求めること且之等引受又は支拂を拒絶せられたる事實は拒絶證書に依りて證明すること。

(四) 右事實が拒絶證書の作成に依て證明し得られたるときは他の複本を以て前者に擔保又は償還の請求を爲し得ること(商法第五百二
十一條第二項)

第二五四 爲替手形の謄本とは何ぞや

爲替手形の謄本とは其手形所持人が其所持の手形を謄寫したるもの即寫本を謂ふのである之れは從來總べての手形(約束手形、小切
手、爲替手形)の一部支拂の場合に其領收證の代用として其手形所持人が作成するものと又爲替手形裏書讓渡の便宜の爲めに其所持人が作成するものがあるが又改正手形法(商法第四百
八十四條)では手形金一部支拂の場合に作るべき領收書代用の謄寫は之れを謄本と言はずして寫本(寫本)と稱するとに其字句を改正せられたから現今では手形裏書讓渡

の便宜の爲めに手形所持人が作成する原本の謄寫のみ謄本と謂ふとに爲つたのである然し約束手形小切手には謄本に依る裏書讓渡は其性質上認められないのである。而して此謄本は複本と異なつて其各通が獨立して手形たるの働さなすものではない唯之れに讓渡裏書をして他人に交付すれば其手形自体の裏書讓渡を爲したると同一の効力を生ずるのである。

第二五五 爲替手形謄本の効用如何

爲替手形謄本の効用は爲替手形の流通を助ける點即ち爲替手形を引受の爲めに遠國へ送附した場合に其返還を受ける間其手形の流通が出来ないとすれば實金融通の上に不便を感ずるから特に此謄本なるもの、作成を手形所持人に許して之れに依る手形の裏書讓渡を認めたるのである即ち謄本の作成は複本の如く手形の喪失に依る危険を避くる爲めではない主として複本の効用の一部分である裏書讓渡の便宜に供する爲めである。(商法第四百五十七條第五百二十三條全第五百二十四條)

第二五六 爲替手形謄本の形式如何

爲替手形の謄本には原本に記載したる事項を全部記載せなければならぬ。尤も或手形の謄本であることが明かであれば其文字に多少の變更があつても差支はない亦別に謄本たることを示すことも要しないのである。

而して謄本に或事項を記載する時は其事項は既に原本から謄寫した事項とは明かに區別することを要するのである。(商法第五百二十二條)

之れは主として謄本に依る裏書又は保證と原本の謄寫事項とを明らかにする爲めで例へば以上原本謄寫なりとするのである。

第二五七 爲替手形の謄本を以て引受又は支拂の請求を爲し得るや

爲替手形の謄本は其複本と異なつて其自体に於ては手形たる効力はない唯此謄本を裏書に依て取得した者が引受の爲めに送附せられて在る原本の返還を受て茲に始めて一般手形所持人として此原本に依て引受又は支拂を求むることを得るに過ぎないのである従て謄本の

みで引受又は支拂の請求を爲すことは出来ないのである。

之は別に直接禁止の規定が在る爲めに謂ふではない唯贖本なるもの、性質上から當然のことである現に複本に付ては第五百二十一條第二項で「複本送附先の記載ある爲替手形の所持人は引受を求むる爲めに送附したる一通の爲替手形を受取りたる者に對して其返還を請求することを得若し其者が之れを返還せざる時は拒絶證書に依り其事實及び他の一通又は數通の爲替手形を以て引受又は支拂を得ざりしこと證明するにあらざれば其前者に對して擔保又は償還の請求を爲すとを得ず」と規定しあつて複本に依る引受又は支拂の請求を爲し得ることが明かに記載してあるにも拘らず贖本の所持人に關しては商法第五百二十四條で單に引受の爲めに送附したる其原本の返還を得ざる場合に於て拒絶證書によりて其實を證明するときは其贖本に署名したるものに對して擔保を請求し又は贖本に記載したる満期日が到來した後は償還の請求を爲すことを得る旨を規定するのみで何等引受又は支拂の請求を爲し得べきことを規定せないので明かである。

蓋し贖本の制度は複本の制度と異つて畢竟手形所持人が遠隔の地に在る支拂人に對して引受の爲めに原本を送附する場合に其送附後返還を受けない間に金融の必要上手形の流通を

希望する場合がある此必要の爲めに原本の所持人をして之を謄寫した書面則ち贖本を作成せしめ之に依る裏書讓渡を爲さしめたもので其運轉用の範圍も自から複本と異ふのであるから其自体を以て引受又は支拂を請求することを得ない必ず其原本の返還を求めて然る後此原本に基いて引受又は支拂ひを求めらるのである。

第二五八 爲替手形の贖本所持人の權利義務如何

爲替手形贖本所持人には左の權利と義務がある

- (一) 其引受を求むる爲めに其原本を送附し其贖本を以て手形裏書讓渡を爲し得ること
尤も原本の送附先は贖本に記載することを要するのである(商法第五百二十三條)
- (二) 右送附先の記載ある贖本の所持人は原本を受取りたる者に對して其原本の返還を請求すること

之は其支拂を求むるには原本の呈示を要するからである。

- (三) 原本の受取人が之れを返還せざる時は此事實は拒絶證書に依て證明すること

(四)右事實が拒絶証書の作成に依て証明し得らるゝ時は、(例は裏書人保証人) 贖本自体に署名したる者に對しては其擔保を請求し又は贖本に記載したる満期日が到來したる後は之れ等の者に對して償還の請求を爲し得ると(商法第五百二十四條)

小切手之部

第二五九 小切手とは何ぞや

小切手の性質は爲替手形と同じ様に他人に對し一定の金額を第三者に支拂すべきことを單純に委託する文句と其他決定の記載事項を必要とする証券である然し其經濟上の目的に於ては爲替手形は主として金融の爲めに振出すのであるが小切手は單に支拂証券として現金代用の働を爲さしむるの目的で振出すのであるから其活動の時代も極めて短い從て爲替手形に關する規定で應用出來ない場合が多く生ずるのである左に記名持參人拂式で振出される小切手の雛形を示さう

小切手

一金壹千圓也
右金額鈴木春五郎殿又ハ此手形持參人へ御支拂相成度候也
支拂地 大阪市
大正元年拾月拾日
大阪市東區今橋三丁目十一番地
山本信太郎
株式會社三十四銀行殿
大阪市東區高麗橋四丁目

第三六〇 小切手の成立に必要な記載事項如何

小切手の要件は商法第五百三十條で左の如く定めて居る

- (一)小切手たる事を示すべき文字
- (二)一定の金額

- (三) 支拂人の氏名又は商號
- (四) 受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふべきこと
- (五) 單純なる支拂の委託
- (六) 振出の年月日
- (七) 支拂地
- (八) 振出人の署名

第二六一 虚偽の振出日を記載せる小切手は無効なりや

小切手に振出の年月日を記載することは其要件であることは其他の手形(爲替手形 約束手形)と異ならない而して亦其日附が虚偽であるとの一事で之れを無効とするこの出来ないのも同一である苟も振出日の記載と認むることが出来れば縱し其日附が前日附であると後日附であらうども時に其事實を知る者に對しては之れを對抗して手形上の責任を免れ得べき場合が有つても善意の所持人に對しては絶対に手形上の責任を免れることが出来無い。之れは一に

小切手か其他の手形と共に形式に重きを置いて取引せらるゝ結果である。

第二六二 小切手契約とは如何

小切手契約とは振出人と支拂人との間に於て將來振出人に依て振出さるべき小切手の振出及び其支拂に關して取結はれたる契約を謂ふのである。

而して普通其契約の内容は振出人に於て一定の金額を限度として小切手を振出すこと及支拂人に於ては其金額の限度に於てのみ支拂を爲すべきことを主要とするのである此契約は普通に銀行の預金者又は根抵當を設定(根抵當とは將來借入る金額の支拂を担保する爲めに豫め不動産上に質權又は抵當權を設定すること)したる者が銀行との間に取結ふのであるが必ずしも銀行のみには限らないのである。

而して此小切手契約は嚴格なる意味に於ての手形關係では無いが小切手の實際の活動は常に此小切手契約の如何に關係するものであるから改正商法第五百三十六條に於ても振出人が支拂人をして支拂を爲さしむることを得る金額を超へて小切手を振出すときは五圓以上千圓以下の料に處すとの規定を設けて小切手の振出は常に此小切手契約に基くことを求

めて居るのである。



第二六三 小切手契約の効力如何

小切手契約は振出人と支拂人との間の契約であるから當然兩者の間を拘束して支拂人は振出人に對する關係では支拂の義務がある從て之れを支拂はなければ振出人に其損害を賠償せねばならぬ場合がある又振出人に於ては支拂人が約束の範圍で支拂つた金額を自己の計算に歸することを認むる義務があるが然し支拂人は小切手の所持人に對しては其支拂を爲す義務を負はない即小切手所持人は振出人と支拂人との間の小切手契約のあるを理由として支拂人に對し其支拂を強請することを得ないのである。

第二六四 小切手の支拂人は銀行に限るや

小切手の支拂人は普通銀行に對する預金者より銀行に宛て振出すのであるが手形法では支拂人となる者に制限がないから何人を支拂人としても小切手は有効である。

第二六五 小切手の振出人は自己を受取人又は支拂人と爲すことを得るや

と爲すことを得るや

小切手の振出人は爲替手形の振出人と同じ様に自己を受取人又は支拂人と爲すことを得るのである然し小切手の振出人が自己を受取人とすること(自己宛)は従前でも認めて居つたが振出人が自己を支拂人とすること(爲替手形法五)は之れを認める規定がなかつたので從來は小切手の本質から之れを否定して居つたのである然るに之れを認むるのが實際上便利であるとの理由から(本店と支店との間に小切手を振出すことは商業上甚だ便利である)爲替手形に關する商法第四百四十七條の(振出人は自己を受取人又は支拂人と定むる事を得)との規定を小切手に準用することに爲つた(商法第五百三十一條)仍て爲替手形法の(商法第五百三十一條)「小切手の振出人は自己を受取人と定むることを得」との規定は二重の規定となつて却て小切手の振出人は支拂人を兼ねることを得ざるやの疑ひが起るとの理由から同時に刪除されたのである。

第二六六 小切手に記載すべき金額には制限なきや

約束手形及び爲替手形に付ては無記名式又は記名持參人拂式なるときは金額三十圓以上のものに限り之れを許して居るのであるが小切手に付ては無記式なると記名式なるとを問はず其記載金額には少しも制限がないのである。

之れは何せかと云ふと約束手形及び爲替手形は信用証券で金融上流通するものであるから裏書を要せないで單に引渡のみで流通するものに金額三十圓以下の記載を許して置けば自然然に發行して經濟界を亂すとの理由から之れを制限したのであるが小切手は單に現金支拂の代用証券で支拂人との間の確固とした資金關係(小切手契約)を前提として(商法第三百三十六條) 振出すものであるから特に其金額を制限する必要がないからである。

第二六七 小切手には支拂期日を記載し得るや

小切手支拂には期日の記載を許さないのである之は商法第五百三十三條に小切手は一覽拂のものとする規定するので明かである從て其他の支拂期日を記載するともそれは手形法に認めて無い記載であるから手形上無効の記載である然し振出人にして一覽拂にては振出す意

思が全然無かりしことの証明が出来ない限りは小切手其物は無効にはならないから(商法第四百三十九條) 小切手の所持人は依然として其振出日附から十日内に之れを支拂人に一覽せしめて

其支拂を求むることが出来るのである(商法第五百三十三條) (舊手形法は七日内として居たのを十日内と改正した) 右の如く小切手を一覽拂のものとし而も其呈示期間を短くした譯は小切手が支拂證券として現金代用の働きを爲すに過ぎないからである。

第二六八 小切手は裏書に依て讓渡し得るや

無記名式又は記名持參人拂式の小切手は引渡のみで讓渡が出来又記名式及び指圖式小切手は裏書に依て讓渡することが出来るのである。

尤も記名式小切手に付ては振出人が其裏書讓渡を禁する旨を小切手面に記載した場合裏書讓渡は出来ないものである之は商法第五百三十七條で爲替手形に關する商法第四百五十五條に爲替手形は其記名式なるときと雖も裏書に依て之れを讓渡することを得但振出人が裏書を禁する旨を記載したるときは此限りにあらずとの規定を小切手に準用して居るからである

第二六九 小切手には質入裏書又は取立委任の裏書を
爲し得るや

小切手の質入裏書は従前から許されて居ないのであるが殊に一般に手形の質入裏書は全然認めないことに改正されたので今日では小切手に質入裏書の出来ないことは殆んど疑ふ余地がないのである然るに小切手の取立委任裏書は従前は許されて居なかつたが之れは實際上便宜であるとの理由から今日では爲し得るや、改正されたのである(商法第四百六十三條)尤も民法の規定に基く小切手の質入裏書は出来る

第二七〇 小切手の裏書人又は振出人は豫備支拂人を
記載することを得るや

小切手の振出人及び裏書人は豫備支拂人を記載することを得ないのである。なせかと云ふと小切手は現金支拂に代用すべき証券で其振出は支拂人と振出人との小切手契約即資金關係を基礎とすべきことは現に法の要求する處で(商法第五百三十六條)其手形支拂に對する信用の厚いことは爲替手形の如き融通証券の支拂に對する信用と同一視すべきもので

ない然るに支拂人に依る支拂の拒絶を豫期する第二の支拂人である豫備支拂人を記載せしむるとすれば之れは甚だ矛盾したことで小切手取引を恰も現金取引と同一視して居る現今の實狀に適合せないものであるから之れを認むるとが出来ないのである故に商法第五百三十七條の小切手に關する規定でも爲替手形の振出人の豫備支拂人を記載し得べき規定(商法第四百四十條)及び裏書人が豫備支拂人を記載し得べき規定(商法第四百五十八條)を準用しないのである。

第二七一 小切手上的の權利は何年の時効に因て消滅するや

小切手上權利の時効に就ては手形法の總則である商法等四百四十三條を適用して定むべきものである尤も同條の規定には「引受人又は約束手形の振出人に對する債權は満期日より三年所持人の前者に對する償還請求權は支拂拒絶證書作成日より一年裏書人の其前者に對する償還請求權は償還を爲したる日より一年を經過したる時は時効に因つて消滅す」といつて一見小切手には適用がない様に思はれるが之れは小切手にも適用が出来るのである固より小切手には引受人なく(引受人は爲替手形に際する)小切手振出人は約束手形の振出人の如く主たる債

務者でないから同條の前段は總て適用の餘地がないのであるが小切手も裏書譲渡を認め且つ所持人に償還請求權を附與して居るのであるから同條の後段にある所持人の前者に對する償還請求權の時効に罹ることの規定は小切手にも適用が出来る故に小切手上的の權利は左の如く時効に罹るのである

一 小切手の所持人が其前者に對する(裏書人又は振出人)償還請求權は支拂拒絕證書の作成又は之れに代用せられたるもの、作成せられたる日より滿一ヶ年

一 裏書人が前者(振出人及び自己)に對する償還請求權は償還を爲したる日より滿一ヶ年

第二七二 小切手の振出人は支拂擔當者を記載すること

ことを得ざるや

小切手の振出人は支拂擔當者を記載することを得ないのである何せかと謂ふと小切手なるものは振出人が自ら現金で支拂を爲す煩累を避ける爲めに資金關係のある支拂人をして現實の支拂を擔任せしむる目的を以て振出すこと許したもので此支拂人以外更に支拂擔當者

十
a

七
a

なるものを記載せしめ其所持人をして之れに對して支拂を請求せしむるのは法律が認めたる其目的と矛盾し支拂證券たる小切手の本質に反するからである。

第二七三 小切手の所持人及び裏書人が小切手不渡の場合に前者に對する償還請求の條件如何

場合に前者に對する償還請求の條件如何

小切手不渡の場合に於ける償還請求の條件は左の通りである

第一 小切手所持人の前者(裏書人)に對する場合

(イ) 其振出日附の翌日から起算して十日内に小切手を支拂人に呈示して支拂を求むること(從來は七日内なり(商法第五百三十三條)しを十日内と改正)

尤も此支拂の爲めの小切手の呈示は支拂地に於ける支拂人の(營業所住所)に於て爲すのが本則であるが其支拂人(銀行)の加入した而も司法大臣の指定に係る(問答二七)手形交換所に小切手を提出したときは支拂地に於て支拂を求むる爲め之れを呈示したると同一の効力が生ずるのである勿論此場合は小切手の所持人が銀行業者であることは明か

である(手形交換所の何たるや
は問答二七五参照)此規定も從來なかつたのであるが現に商法第五百三十三條
の三で認められたのである

(ロ) 公證人又は執達吏をして拒絶證書を作成せしむること

尤も此場合には振出日附から起算して十日内又は其の後の二日内(休日算入せず)に支拂の
爲めの呈示を爲し之れを作成するのである

之れは爲替手形に關する左の規定を商法第五百三十七條で準用して居るからである

第四百八十七條所持人が前條の請求を爲さんと欲するときは満期日又は其後一日内に
支拂を求むる爲め爲替手形を支拂人に呈示し若し手形金額の支拂なきときは同一期間
内に支拂拒絶證書を作らしむることを要す(但し此期間には
休日を算入せず)

所持人が前項に定めたる手續を爲さざるときは其前者に對する手形上の權利を失ふ

即右の如く準用して居るのであるが更に便宜上商法第五百三十四條では左の特例を設けて
居る

(一) 小切手呈示期間内(振出日附から起
算して十日内)に支拂人をして支拂拒絶の旨及び其年月日と小切手面
に記載せしめ且之れに署名せしむること。

(二) 又は司法大臣の指定する手形交換所をして小切手呈示期間内に小切手の提出及び支拂

拒絶のありたる旨を證明せしむると勿論小切手を手形交換所へ提出したる場合に限る

尤も此手續は從來認めなかつたが便宜上之れを認めることに改正された(商法第五四三
十四條ノ二項)

此二つの手段の内何れか一つを得れば別に公證人又は執達吏をして支拂拒絶證書を作
成せしむることを要しない畢竟支拂拒絶證書に代用せしむるのである。

然し拒絶證書の作成を免除したる者に對しては此拒絶證書の作成は不必要である

(商法第五百三十七條
全第四百八十九條)

勿論小切手の呈示は免除する譯に行ないので必ず呈示することを要するのである然し

此證明を直ちに所持人に荷するのは酷であるから商法第五百三十七條で爲替手形に關
する改正商法第四百八十九條の二を準用して居る今其規定を示すと左の通りである

支拂拒絶證書の作成を免除したる者に對しては所持人は支拂拒絶證書作成期間内に支
拂を求むる爲め爲替手形を呈示したるものと推定す。

此規定を準用する結果として小切手所持人は呈示したることを證明しなくとも一應は
呈示したるものと法が推定するから却て呈示しなかつたことを主張する前者から之れ

證明しなければならぬのである。

(ハ) 拒絶證書の作成又は之れに代用したる書面作成の日又は其後二日以内に直接の前者に對し償還請求の通知を發すること、

(商法第五百三十七條
全法第四百八十七條ノ二)

之れも從來は直接の前者でなくとも自己の欲する者へ拒絶證書作成の翌日迄に發するのであつたが右の如く改正された尤も拒絶證書の作成免除者に對しては呈示期間(十日)後二日以内と解すべきものである

以上小切手所持人の爲すべき手續であるが右の手續を怠た場合の制裁も商法第五百三十七條で爲替手形に關する商法第四百八十八條の二乃至第四百八十八條の四を準用して居る(問答一六
二参照)

第二裏書人の前者に對する場合

(イ) 後者より償還請求の通知を受けたる日其後二日以内に其直接の前者に對して償還請求の通知を發すること

之も從來は直接の前者でなくとも自己が償還を爲さしめんと欲する者へ後者から償還

請求の通知を受けたる翌日迄に發するので在つたが右の如く改正された(商法第五百三十七條
全法第四百八十八條)
(ロ) 現實後者に償還を爲したること

裏書人は此二つの條件を完備して始めて前者に償還の請求が出来るのであるが之れを怠つた場合の制裁等も商法第五百三十七條で爲替手形に關する商法第四百八十八條乃至第四百八十八條の四を準用してある。(問答一六
三参照)

第二七四 小切手不渡の際に支拂人が小切手面に支拂

拒絶の旨及年月日を記載せざる時は如何に

すべきや

小切手の支拂人たる銀行は小切手呈示の場合に往々小切手に符箋をして之れに資金不足に付支拂難しとか又は單に支拂難しとか記載するのであるが之れは支拂拒絶證書の作成に代用せしむる爲めに法律が特に許して居る便法に反するので手形法上は何等の効力がないのである故に前者(振出人裏書人)に對する償還請求權を保全する爲めにするのであれば必ず

支拂人をして商法第五百卅四條に規定してある通り呈示期間内即ち日附後十日以内に支拂拒絶の旨及び其年月日を小切手面に記載せしめ且つ之れに署名せしめなければならぬ。然し支拂人が支拂拒絶の事由を手形面に記することを拒めは已むを得ないから兎に角附箋はして貰つて置いて更に公證人又は執達吏に就て正式の拒絶証書の作成を依頼するのである左もなくば前者に對する償還請求權を失ふ結果を來すのである。固より手形交換所に於て呈示期間内に小切手の提出及び支拂の拒絶があつた旨を証明して呉れることの出来る場合は別に此問題も起らない而して此場合の証明の方式には別に制限がないのである。

第二七五 手形交換所とは何ぞや

手形交換所とは銀行相互間に其所持に係る手形の支拂又は其支拂の請求を個々の手形に就て行ふことの繁雜なる手數を避くるが爲めに特定の日に會合して互に其所持の手形を呈示して計算を逐げたる上殘額を支拂ひ一切の手形關係を一時に終了させる目的で組織された

一種の組合である。

第二七六 手形法に所謂司法大臣の指定に係る手形交換所は何れに設置せらるゝや

商法第五百三十四條の二に(商法第五百三十三條ノ三)前二條の手形交換所は司法大臣之れを指定すと規定してあるが此指定は明治四十四年十月二日司法省令第二十四號で左の表の如く定められたのである。

名 稱	所 在 地
東京交換所	東京府東京市
京都手形交換所	京都府京都市
大阪手形交換所	大阪府大阪市
横濱交換所	神奈川県横濱市
神戸交換所	兵庫縣神戸市

名古屋交換所	愛知縣名古屋市
廣島手形交換所	廣島縣廣島市

第二七七

小切手の支拂人は呈示期間經過の後と雖も有効に其支拂を爲し得るや

従前は呈示期間經過後の小切手の支拂人は其支拂を爲し得るや否や何等の規定がなかつたので事實之れを支拂つた時に當然振出人の計算に飯せしめ得るや否やに付て疑ひがあつたが改正手形法即商法五百三十三條二の二項で「支拂人は呈示期間經過の後と雖も小切手の支拂を爲すとを得」と規定したから當然其支拂を爲し得ると同時に之れを振出人の計算に飯することが出来るのである尤も呈示期間の經過後は振出人は支拂の委託を取消することを得るのであるから此委託の取消が在つた場合は勿論其支拂は振出人に對抗出来ないのである之れは明文はないが當然の事で又同條の本文に小切手の振出人は呈示期間經過前には支拂の委託を取消することを得ず」と在つて此規定の反面解釋としても呈示期間經過後は支拂の

委託を取消することが出来又之れに因て支拂人を拘束すべきことが明瞭である。

故に呈示期間經過後の支拂が振出人に對して有効となるのは振出人から其迄に委託取消の通知がなかつた場合のみとなるのである。

勿論振出人は支拂人との間の小切手契約で明に呈示期間經過後の支拂を禁止することが出来る此場合には特に取消の意思を要しないで當然支拂人を拘束するので若し誤つて其支拂を爲したなればそれは支拂人の計算に飯することは出来ないのである。

第二七八

小切手呈示期間經過前に振出人が支拂の委託を取消すも支拂人は小切手所持人に對しては絶対に支拂を爲す義務ありや

改正商法で小切手の振出人は呈示期間の經過前には其支拂委託の取消を爲すことの出来ない規定(商法第五百三十三條ノ二)か新に設けられたのであるが之れは小切手所持人を保護する爲めではあるが此規定の爲めに支拂人をして呈示期間内の小切手所持人に對しては絶対の支拂義務

を認めたるものと解することは出来ない即小切手の支拂人は依然として支拂人で其所持人に對しては支拂義務を負はない唯此規定のある爲めに支拂人は振出人から支拂委託の取消があつても呈示期間内は振出人の計算で有効に其支拂を爲すことを得て其所持人を保護することが出来るに謂ふに過ぎないのである從て振出人から其委託を取消した場合に此意を迎へて其支拂を拒絶することは支拂人の自由である之れに絶對の支拂義務を認めんとするのは支拂人の性質を無視し商法第五百三十三條の二の所持人保護の規定を徒らに擴張する解釋であると信するのである。

而して既に其支拂の拒絶が自由でありとすれば假令其所持人に損害が生ずるとも之れを賠償する義務もないと謂はねばならぬ。

本問に對しては反對の意見を立てる者がある。

それに依ると商法第五百三十三條の二の規定は小切手の信用を維持し所持人の利益を保護せんとするのであるから公益的規定である從で之れに背いて振出人が爲した委託の取消は無効である既に之れが無効であれば支拂人は其取消を原因として支拂を拒絶することを得ないのである而も之れに反して支拂を拒絶したとすれば其所持人が受けたる損害を賠償す

るのは當然であると謂ふのである此の説は先に述べた通り同條の解釋を不當に擴張して支拂人の性質をば無視するものであるから現行手形法上の解釋としては到底此説には服することが出来ない即現行手形法の上では振出人との資金關係如何に拘はらず支拂人は其所持人に對して支拂義務を負はないことは恰も資金關係ある爲替手形の支拂人と同一であつて特に商法五百三十三條の二で振出人に支拂委託の取消を禁じたことに依り何等變更を來さないと解するのが「當であると思ふ。

第二七九 小切手の振出人は何時にても其支拂の委託

を取消し支拂人を拘束することを得るや

從來は小切手の振出人は何時にても其の支拂委託を取消することが出来たので支拂人は此取消に從つて小切所持人の請求を拒絶するの止むを得ない立場にあつたがこれでは折角小切手を受取る者の豫期に反することがあつて支拂證券としての小切手の信用を害するとの理由から改正商法第五百三十三條の二で「小切手の振出人は呈示期間の経過前には支拂の委

託を取消すとを得ず」と規定した仍て振出人からの支拂の委託を取消す通知があるとも其呈示期間内なれば支拂人は之れに拘束せられず有効に其支拂を爲して之を振出人の計算に販することが出来るのである然し此規定の趣旨は小切手所持人をして支拂人に對して絶對に其支拂を求むる権利を有するに至らしめたものではない唯此規定は支拂人をして支拂委託の取消に拘はらず呈示期間内は其支拂を有効に爲すことを得せしめて其所持人を間接に保護したのである然し此改正規定は右の如く小切手所持人を保護する爲めに設けられたのであるが更らに其一面に於て其呈示期間經過後の委託の取消は有効で支拂人は其支拂を拒絶する義務あることが明かにされたのであるから自然小切手所持人をして呈示期間内支拂を求むることを奨励することゝなつた、尤も呈示期間經過前の支拂委託の取消は呈示期間經過後の委託取消の意思を含むものと解すべきものであるから呈示期間經過後には有效なる支拂が出来ない。

第二八〇 筋引小切手とは何なりや

筋引小切手とは横線小切手又は平行線小切手又は斜線小切手とも謂ふて振出人又は所持人

が表面に二條の平行線二を書きて其線の内へ特定の銀行の商號か又は單に「銀行」其他之と同一の意義を有する文字を記載した小切手を謂ふのであるが其筋引の種類を分つて説明すると左の通りである。

(一) 普通筋引小切手

這は二條の平行線内に銀行又は同一の意義を有する文句を記載した小切手を謂ふのである

(二) 特別筋引小切手

這は二條の平行線内に特定せる銀行の商號を記載したる小切手を謂ふのである。

第二八一 線引小切手には如何なる効力ありや

線引小切手は其支拂人をして銀行に對してのみ其支拂を爲さしむるので偶々其小切手が紛失盗難等に因て眞の所持人で無い者の手に渡つても此者に支拂を爲す危険が豫防せらるゝので頗る安全である之れが抑も筋引小切手なるものを認められた原因であるが筋引の種類に依

て多少其効力を異にするから左に區別して説明しやう。

(一) 普通筋引小切手

此場合は支拂人は單に銀行に對して支拂へば宜いので其銀行が何れであるかは毫も問はないのである(商法第五百三十五條第一項)

尤も此普通筋引ある小切手は特別筋引として特定の銀行にのみ支拂はしむる様に訂正すること即其線内に特定銀行の商號を記入することは出来るが之れを抹消して無筋引とすることは出来ない之は筋引の効力を失はしむるからである。

(二) 特別筋引小切手

此場合に於ては支拂人は此記載せられた特定の銀行に對してのみ支拂を爲すことを要するので他の銀行へ爲した支拂は無効である(商法第五百三十五條第二項)尤も小切手の横線内に記載された特定の銀行は自ら支拂を受けることが不便であると思へば自己の商號を抹消して他の銀行の商號を記載し之れに取立の委任を爲さしむることは妨げないのであるが普通筋引の小切手に變更することは出来ない之れは其効力を薄弱にするからである。

以上何れの場合でも其支拂は必ず銀行(特定銀行又は不定の銀行)に對してのみ爲すべきものであるから

誤て銀行以外の者に支拂つたときは其支拂は振出人に對して無効である從て其損失は支拂人の負擔であるから勿論振出人の計算に飯することを得ない亦此誤りをした支拂人には重大な過失があるから正當の所持人からの請求に應じて其小切手を返還せねばならぬ而して再び振出人との關係に於ては其正當所持人に支拂を生す必要を生するのである。

第二八二 筋引小切手の横線は必ず裏面に爲すことを

要するや

筋引小切手の横線は必ず小切手の表面に爲すべきもので之れは商法第五百三十五條に明かに小切手の振出人又は所持人が其表面に二條の平行線を畫き云々と規定してあるので疑ひがない之れは一見して筋引小切手であることを所持人に知らしむる爲めであるから之れを裏面にしても無効で横線小切手としての効用を受けることは出来ないものである。

第二八三 偽造小切手に對する支拂は何人の損失に歸

するや